

# **「足立区立学校における教員の働き方改革実施方針」**

—長時間在校解消に向けた具体的取り組み—

平成31年2月

**足立区教育委員会**

## 目 次

I	本方針での重要事項（抜粋）	1
II	本方針の全体像	2
III	本方針策定の背景	4
IV	本方針の目的と現状	5
V	具体的方策（7つの方策）	13
	(1) 教員の時間管理意識醸成のための カードリーダー導入	14
	(2) 私費会計(給食費・教材費)業務の 負担感解消のための人材配置	15
	(3) 夜間等、時間外における 外部からの電話対応用機器等の設置	17
	(4) 一斉退校日等の設定	18
	(5) 部活動指導の負担感解消のための人材配置	19
	(6) 重複調査の防止と調査の簡素化	20
	(7) 特に多忙な副校長の業務支援のための 人材配置モデル事業の継続等	21
	(8) その他	22
VI	勤務時間の上限の設定	23
VII	資 料	24

## I 本方針での重要事項（抜粋）

### 1 教員の負担感解消のための具体的方策を以下のとおり実施する。☞P13

#### (1) 教員の時間管理意識醸成のためのカードリーダー導入

全校にカードリーダーによる出退勤システムを導入し、在校時間を客観的に把握・見える化して各自の時間管理意識を醸成することで、在校時間を縮減する。

#### (2) 私費会計(給食費・教材費)業務の負担感解消のための人材配置

新たに非常勤職員26名を採用して、現在教員が関与している私費会計業務を非常勤職員が全校を巡回して取り扱うことで、教員の負担を軽減する。

#### (3) 夜間等、時間外における外部からの電話対応用機器等の設置

固定電話用自動音声応答装置を設置することにより、一定時刻以降の外部からの電話対応を減らし、勤務時間内に処理できなかった業務に集中できるようとする。なお、児童・生徒の生命に関わる事故等、緊急時に対応するため、公用携帯電話を全校に配置する。

#### (4) 一斉退校日等の設定

一斉退校日等を設定して、教員自身にワーク・ライフ・バランスを意識した働き方への転換を促す。

#### (5) 部活動指導の負担感解消のための人材配置

新たに非常勤職員35名を採用して、部活動指導の負担を軽減する。

#### (6) 重複調査の防止と調査の簡素化

各種調査は、内容の整理や回答シート等を簡略化することで、事務の省力化を図る。

#### (7) 特に多忙な副校長の業務支援のための人材配置モデル事業の継続等

副校長が担う業務を支援する人材の配置について、国や都の補助制度の状況などを勘案し、モデル校における実績を検証しながら、検討を続ける。

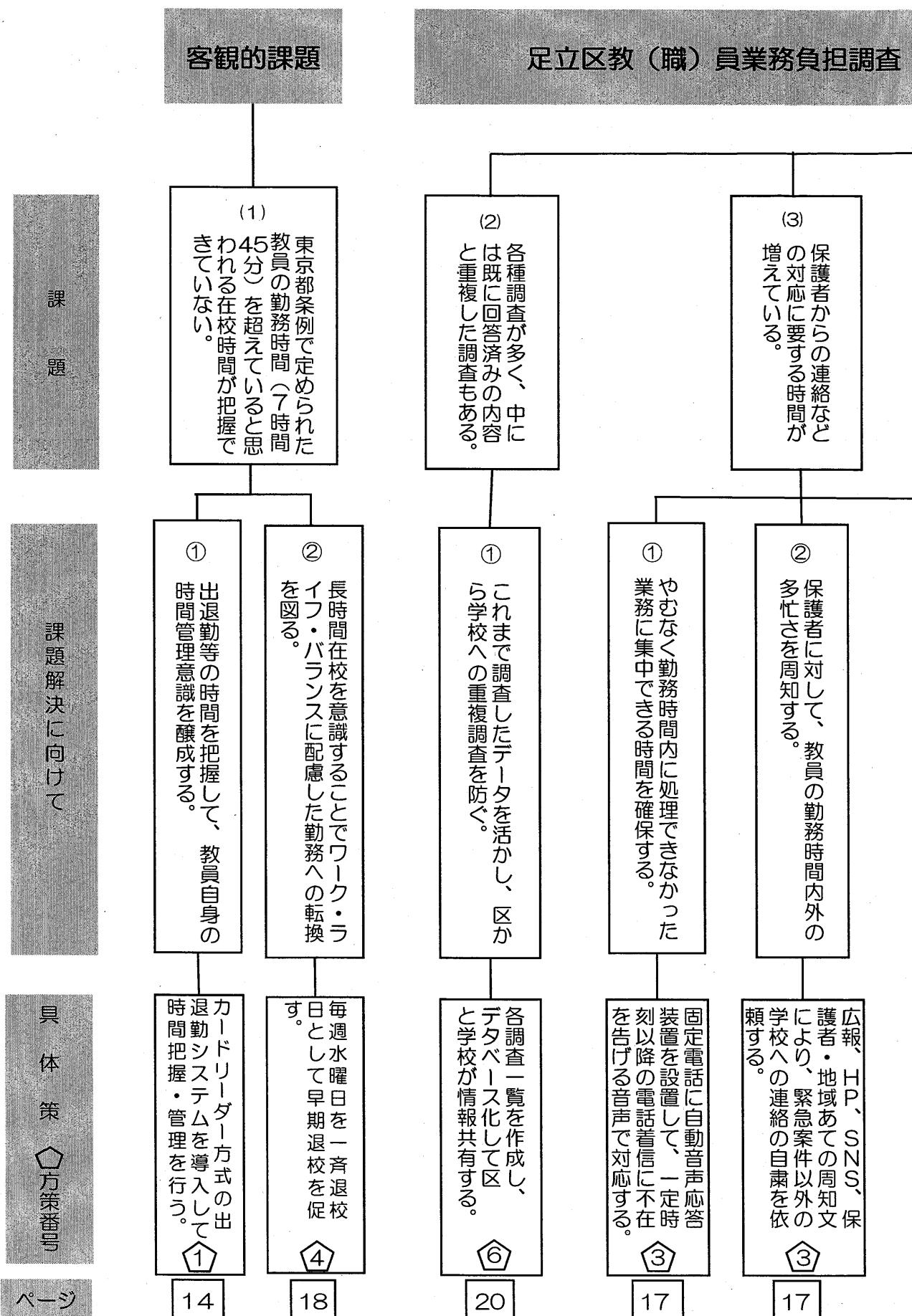
#### (8) その他

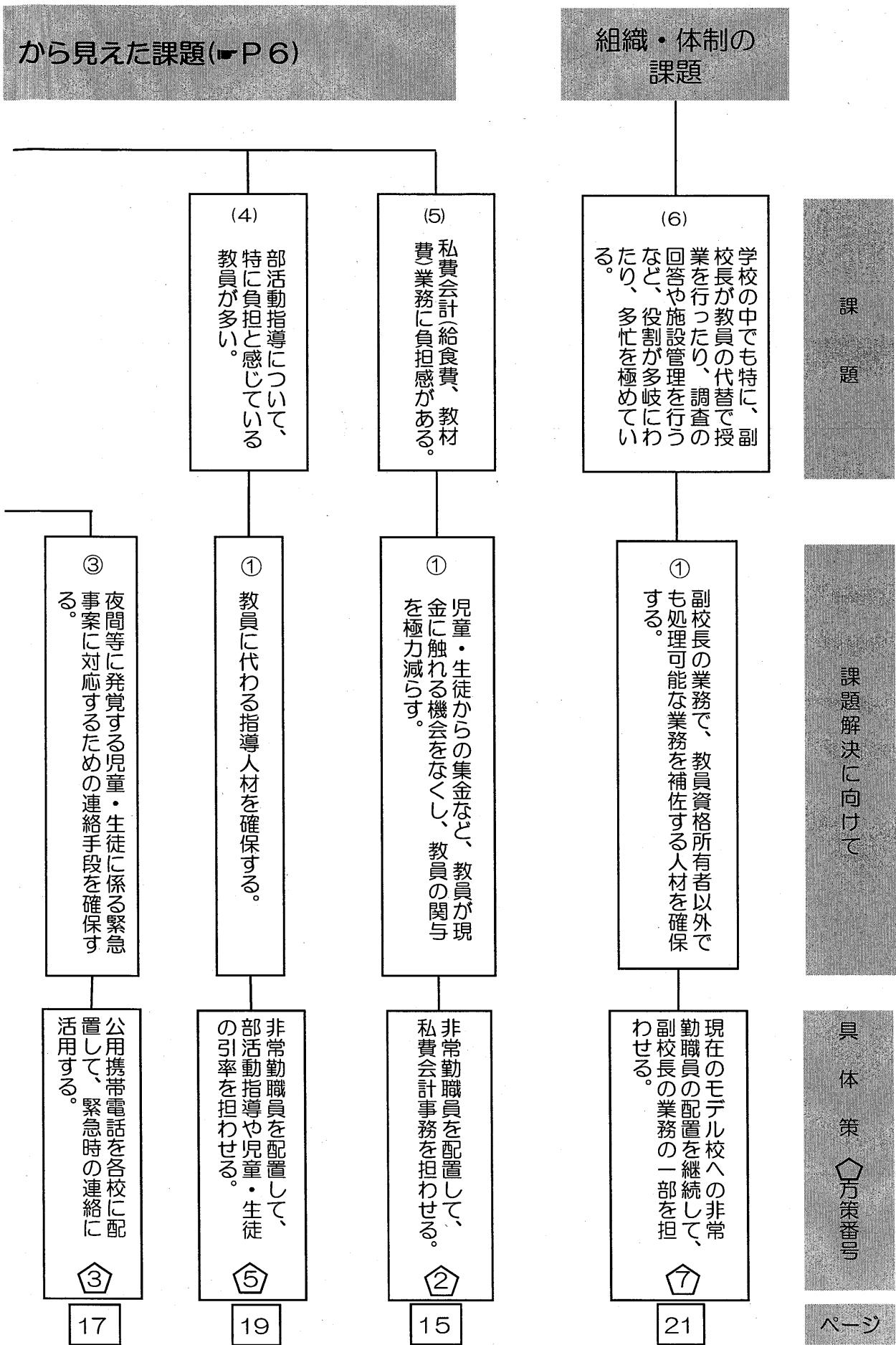
- ・各校ごとの自主的な働き方改革の取り組みを促す。
- ・長期休業期間中の休校日の増は実施を見送る。

### 2 勤務時間の上限の設定 ☞P23

原則として、業務以外の時間も含む「在校等時間」から正規の勤務時間数を減じた時間の上限は、1か月45時間、年間360時間を超えないようにする旨を定める。

## II 本方針の全体像





### **III 本方針策定の背景**

長時間労働や仕事上のストレスにより自死する労働者が増えたことなどをきっかけに、働く者がそれぞれの事情に応じた、多様な働き方を選択できる社会を実現するため、国を挙げて働き方改革に取り組んでいるところである。

現在の教員の働き方は、特に長時間労働が課題となっており、業務量の見直しや業務の分担、休暇取得に対する後ろめたさなどを払拭するなど、労働環境を整備し、業務についての負担軽減等を講ずることが求められている。

これらのことから、国と東京都がそれぞれ示した、学校における働き方改革の方向性の趣旨を踏まえ、「教員の働き方改革」に取り組むべく、足立区としての実効性ある方策を示すため、本方針の策定に至った。

#### **●国・都の動向**

平成 29 年 8 月 29 日 中央教育審議会「学校における働き方改革特別部会」において、『学校における働き方改革に係る緊急提言』を取りまとめた (☞ P25)。

平成 29 年 12 月 12 日 中央教育審議会が、『新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）』により、国、都道府県・区市町村教育委員会、学校が取り組むべき「学校における働き方改革」の基本的な考え方—4 つの検討の視点及び、「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備についての方策を示した (☞ P27)。

- 1 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
  - 2 学校の組織運営体制の在り方の見直し
  - 3 勤務時間の在り方に関する意識改革と制度面の検討
  - 4 学校種や学校の設置者の違いを踏まえた働き方改革
- 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備

平成 29 年 12 月 26 日 文部科学省が、『学校における働き方改革に関する緊急対策』を決定した (☞ P 30)。

平成 30 年 2 月 8 日 東京都が『学校における働き方改革推進プラン』を策定し、都内区市町村教育委員会に通知。この推進プランの中で区市町村教育委員会に実施計画の策定を求めた (☞ P 32)。

平成 30 年 2 月 9 日 文部科学省が、『学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について』を都道府県と指定市の教育委員会に対して必要な取り組みの推進についての通知を発出した (☞ P 34)。

平成 31 年 1 月 25 日 文部科学省が中央教育審議会の答申である『新しい時代の教育に向けた持続可能な学習指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について』を受けて、『公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン』を都道府県と指定市の教育委員会に対し、通知を発出した (☞ P 37)。

これらを踏まえ、足立区教育委員会では、「足立区立学校における教員の働き方改革実施方針」を策定する。

#### IV 本方針の目的と現状

本方針は、文部科学省が平成 31 年 1 月 25 日に示した勤務時間の上限 (☞ P 37) を遵守するため、これまで文部科学省、東京都が示してきた学校における働き方改革推進に関する考え方に基づき、教員の働き方を見直し、教員自身が充実した時間を過ごすことにより、教育の質の確保と提供、また児童・生徒をめぐる課題解決を図ることをめざすものである。

教員は、働き方改革の取り組みによって生み出される時間を授業研究の他、児童・生徒と向き合う時間に充てることにより、質の高い教育の実現へと繋げていくことができる。

そのため、「教員の負担軽減」方策について、実現すべきものについては、早急に着手していく。

- IV 本方針の目的と現状  
1 本方針の目標  
2 取り組みの重点

## 1 本方針の目標

- (1) 教員一人ひとりが自身の心身の健康を維持・増進させるとともに、子どもと向き合う時間を確保する。
- (2) 教員が勤務時間の上限 (☞ P23) を超えないような働き方に転換し、授業研究の他、児童・生徒と向き合う時間を十分にもち、子どもたちに寄り添った教育活動を継続していくことができるよう、本務以外の周辺業務の負担を軽減する。

## 2 取り組みの重点（検討にあたっての視点）

- (1) 長時間在校の解消に向けた教員自身の働き方に関する意識改革  
(2) 勤務時間の客観的、かつ適正な把握・管理  
(3) 学校業務についての教員と事務職員等との役割分担の明確化 (☞ P41)  
(4) 方針を実現するための学校の組織運営への支援

## 3 「教職員の業務負担度調査」結果

区内全教(職)員の勤務時間とその負担感を把握し、足立区全体の傾向を明らかにし、業務改善を実現するため、平成29年11月に教育指導課において、無記名方式で「教職員の業務負担度調査」を実施した (☞ P46)。

回収方法は、調査書を各校ごとに校長が取りまとめて、区教委へ送付した。

### （1）調査対象者と回答数

対象者	対象者数(人)	回答者数(人)	回答率(%)
小学校教員(管理職除く)	1,507	1,345	89.3
中学校教員(管理職除く)	782	689	88.1
小学校管理職(校長・副校長)	139	130	93.5
中学校管理職(校長・副校長)	71	56	78.9
合計	2,499	2,220	88.8

### （2）調査項目

- ① 一日のうち、業務に費やす平均的な時間とその業務の負担感  
② 特に負担が大きいと感じられる業務3項目

### (3) 調査結果（概要）

調査の結果は、以下のとおり小中学校別、一般教員と管理職の別で集計した。なお①-1、①-2で文部科学省『教員勤務実態調査（平成28年度）』の全国数値と比較しているが、両調査の項目に相違があることから、単純比較はできない。

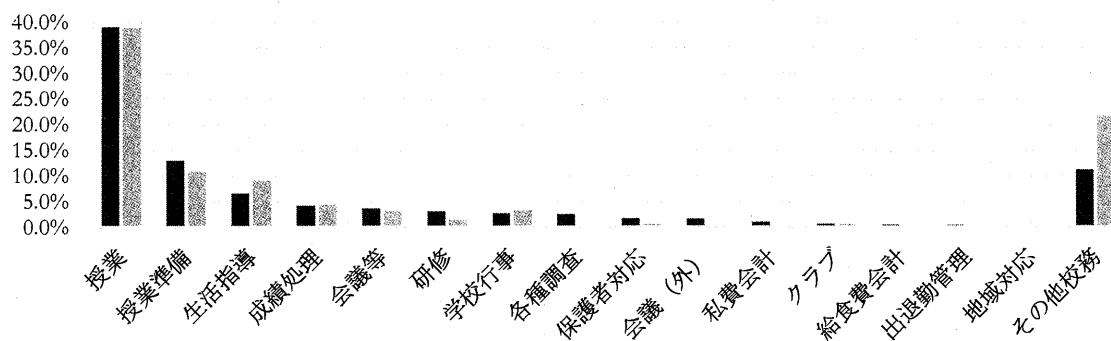
#### ①-1 一日のうち、業務に費やす平均的な時間割合（小学校教員）

足立区立小学校勤務の教員（管理職除く）の1日の業務内容の割合は、授業と授業準備の合計が1番大きく、全体の53%であり、全国平均との比較では2.3ポイント高く、授業に注力していることがわかる。

さらに全国平均と比較して特徴的なのは、各種調査（+2.8ポイント）や給食費会計等私費会計（+2.2ポイント）業務に費やす時間の比率が高い。一方、生活指導の割合は、全国平均比で2.5ポイント低くなっている。

小学校教員 一日の業務比率（足立区・全国）

■足立区教員 ◇全国平均



業務内容 (小学校) 単位(%)	1 授業	2 授業準備	3 生活指導	4 成績処理	5 会議等	6 研修	7 学校行事	8 各種調査	9 保護者対応	10 会議（校外）	11 私費会計	12 クラブ	13 給食費会計	14 出退勤管理	15 地域対応	16 その他校務
足立区	39.5	13.5	7.1	4.7	4.2	3.5	3.2	3.0	2.2	2.2	1.5	1.1	0.9	0.9	0.8	11.7
全国平均	39.3	11.4	9.6	4.9	3.6	1.9	3.8	0.2	1.1	0.7	0.1	1.1	0.1	/	0.2	22.0

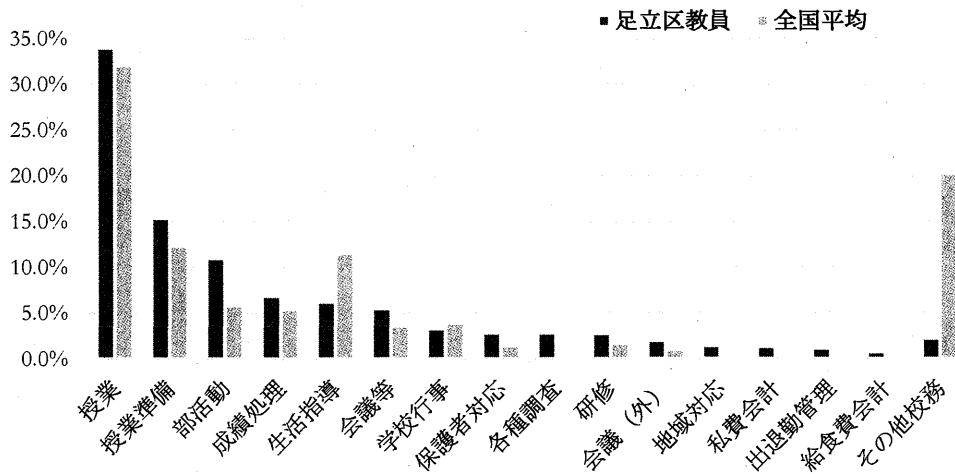
※ 網掛け部分は、全国平均値の数値を上回っている数値

### ①-2 一日のうち、業務に費やす平均的な時間割合（中学校教員）

小学校教員同様、足立区立中学校勤務の教員（管理職除く）の1日の業務内容の割合は、授業と授業準備の合計が1番大きく、全体の49.4%であり、全国平均との比較では4.9ポイント高く、授業に注力していることがわかる。

一方、全国平均と比較して特徴的なのは、部活動（+5.1ポイント）に費やす時間の比率が突出して高く、続いて各種調査（+2.7ポイント）、給食費会計等私費会計（+1.9ポイント）の順に比率が高い。また、小学校同様に生活指導（-5.2ポイント）は全国平均を大きく下回っている。

中学校教員 一日の業務比率（足立区・全国）



業務内容 (中学校) 単位(%)	1 授業	2 授業準備	3 部活動	4 成績処理	5 生活指導	6 会議等	7 学校行事	8 保護者対応	9 各種調査	10 研修	11 会議(校外)	12 地域対応	13 私費会計	14 出退勤管理	15 給食費会計	16 その他校務
足立区	34.0	15.4	11.0	6.9	6.3	5.5	3.3	2.9	2.9	2.8	2	1.4	1.3	1.2	0.8	2.3
全国平均	32.1	12.4	5.9	5.5	11.5	3.6	3.9	1.5	0.2	1.7	1	0.2	0.1	/	0.1	20.3

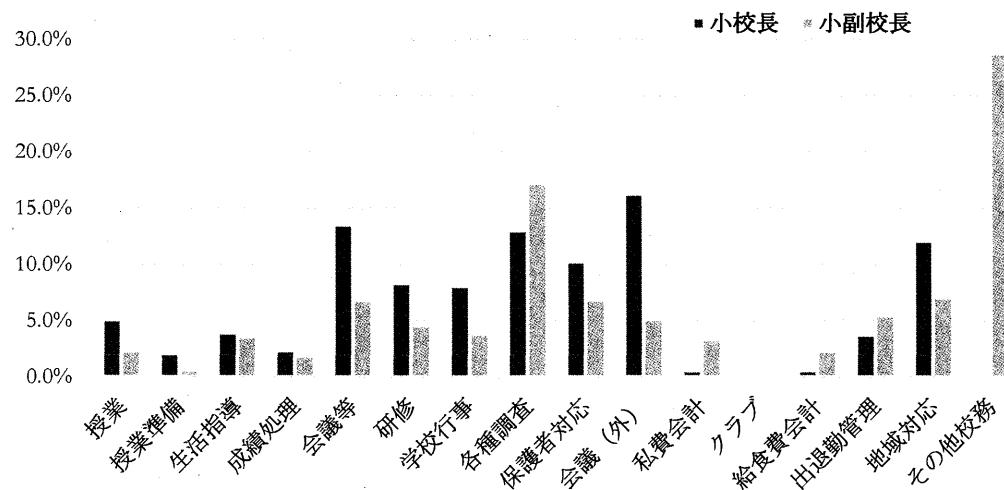
※ 網掛け部分は、全国平均値の数値を上回っている数値。

## ②-1 一日のうち、業務に費やす平均的な時間割合（小学校校長、副校長）

足立区立小学校に勤務する管理職の1日の業務内容の割合は、校長が会議（校外）（16.3%）、会議等（13.5%）の順に大きい。

一方、副校長は、各種調査（17.2%）と地域対応（7%）の順に割合が大きいが、校内外の様々な案件への対応である、その他校務が28.8%と非常に大きく、こまごまとした校内での業務への対応に忙殺されていることがわかる。

小学校管理職 一日の業務比率（足立区・全国）



業務内容 (小学校) 単位(%)	1 授業	2 授業準備	3 生活指導	4 成績処理	5 会議等	6 研修	7 学校行事	8 各種調査	9 保護者対応	10 会議（校外）	11 私費会計	12 クラブ	13 給食費会計	14 出退勤管理	15 地域対応	16 その他校務
校長	5.1	2.1	3.9	2.4	13.5	8.3	8.1	13.0	10.2	16.3	0.6	0.0	0.6	3.8	12.1	0.0
副校長	2.3	0.7	3.6	1.9	6.8	4.6	3.8	17.2	6.9	5.1	3.4	0.1	2.3	5.5	7.0	28.8

※1 全国調査のデータがないため全国との比較はできない。  
※2 網掛け部分は、時間割合の大きい上位3業務。

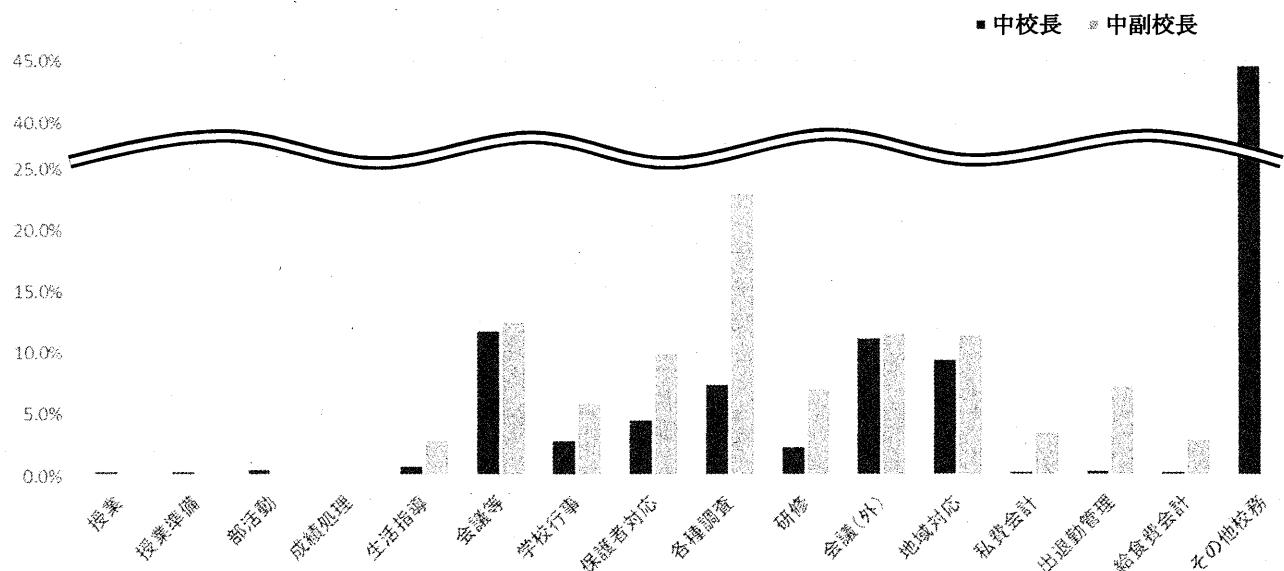
IV 本方針の目的と現状  
3 「教(職)員の業務負担調査」結果

**②-2 一日のうち、業務に費やす平均的な時間割合（中学校校長、副校长）**

足立区立中学校に勤務する管理職の1日の業務内容の割合は、学校内外での会議等が校長は23.3%、副校长は24.5%と、ともに一番大きい。

小学校と中学校の校長、副校长では、「その他校務」の質問項目の捉え方に相違があるようで、小学校校長と中学校副校长が0%であり、単純比較はできないものの、中学校副校长も各種調査（23.2%）に対応する時間割合が非常に大きく、負担感の大きさがみてとれる。

中学校管理職 一日の業務比率（足立区・全国）



業務内容 (中学校) 単位(%)	1 授業	2 授業準備	3 部活動	4 成績処理	5 生活指導	6 会議等	7 学校行事	8 保護者対応	9 各種調査	10 研修	11 会議(校外)	12 地域対応	13 私費会計	14 出退勤管理	15 給食費会計	16 その他校務
校長	0.5	0.5	0.7	0.2	0.9	12.0	3.1	4.7	7.6	2.5	11.3	9.6	0.5	0.6	0.5	44.8
副校长	0.0	0.0	0.0	0.2	3.0	12.7	6.1	10.1	23.2	7.2	11.8	11.6	3.6	7.4	3.1	0.0

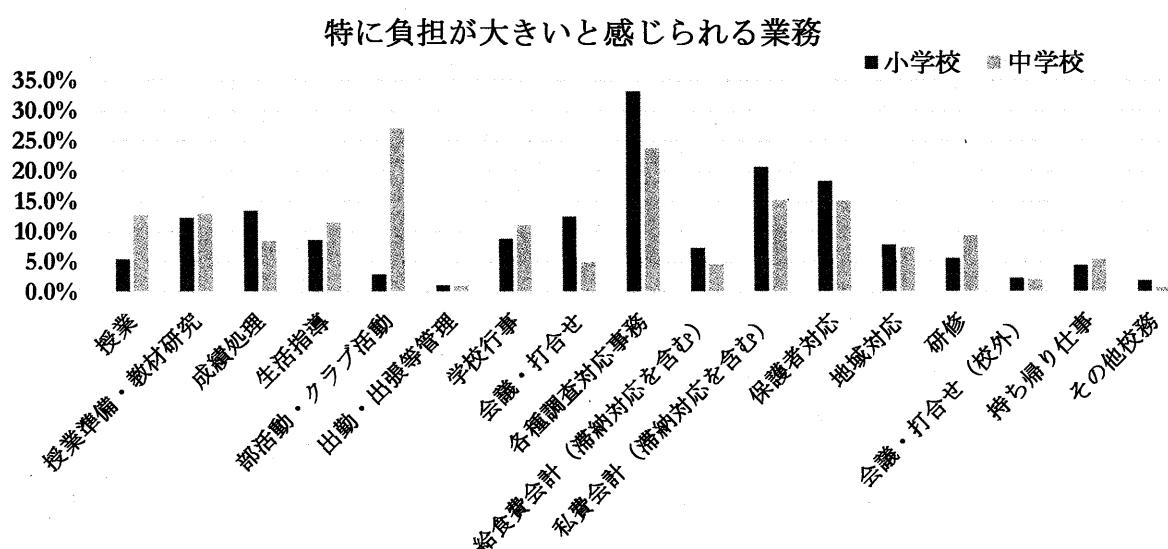
※1 全国調査のデータがないため全国との比較はできない。

※2 網掛け部分は、時間割合の大きい上位3業務。

### ③ 特に負担が大きいと感じられる業務上位3項目

以下のグラフと表は、管理職を含めた足立区立小中学校に勤務する全ての教員が、特に負担に感じていると回答した業務をまとめたものである。

上位3項目は、小学校では、各種調査、私費会計、保護者対応。中学校では、クラブ・部活動、各種調査、私費会計であった。



※ 上記割合は、教員(管理職含む)の回答者総数2,220人のうち、項目を選択した人の割合。  
(選択可能数は、一人3項目まで)

業務内容 %	1 授業	2 授業準備	3 成績処理	4 生活指導	5 クラブ・部活動	6 出勤管理	7 学校行事	8 会議	9 各種調査	10 給食費会計 (滞納対応を含む)	11 私費会計 (滞納対応を含む)	12 保護者対応	13 地域対応	14 研修	15 会議 (校外)	16 持ち帰り仕事	17 その他校務
小	5.5	12.3	13.5	8.7	3.0	1.2	8.9	12.5	33.2	7.3	20.7	18.4	7.9	5.6	2.4	4.5	2.0
中	12.8	13.0	8.5	11.5	27.2	1.1	11.1	4.9	23.9	4.7	15.2	15.1	7.4	9.3	2.1	5.5	0.8

※ 網掛け部分は、小・中で特に負担が多いと回答のあったそれぞれ上位3業務。

- IV 本方針の目的と現状  
4 解決すべき課題  
5 本方針実施にあたっての区と学校の役割

## 4 解決すべき課題

6ページから11ページまでの「教職員の業務負担度調査」結果から明らかになった教員が負担と感じている業務（授業関連業務は除く）上位3項目は以下のとおりである。

小学校教員	中学校教員
① 調査対応	① 部活動指導等
② 私費会計業務対応	② 調査対応
③ 保護者対応	③ 私費会計業務対応

そのため、本方針では、上記の項目を中心に教員の負担感を軽減する方策についての具体策を検討し、本方針を定めた。

## 5 本方針実施にあたっての区と学校の役割

### （1）教育委員会事務局

- ① 勤務時間管理の徹底、業務の明確化・適正化を進め、質の高い教育活動の継続可能な働きやすい環境を整えていく。
- ② 関係各課が連携して学校の働き方改革の方策に取り組む。
- ③ 中・長期的な課題についても、引き続き検討し、責任ある教育の実現を目指す。
- ④ 区教委から区民に対して学校の働き方改革の必要性を周知し、保護者、地域に理解と協力を仰ぎ、教員が余裕をもって子どもたちに向き合える教育の実現をめざす。

### （2）学校

- ① 教員は、働き方改革の必要性を認識し、自らも工夫して時間を生み出し、自主・自律的で質の高い教育の実現につなげていく。

- ② 学校管理職は、学校全体で働き方に関しての共通認識をもつとともに、管下職員の意識改革を図っていく。
- ③ 学校における効果的な時間配分の重要性について、保護者、地域をはじめとする関係者とで共有し、一体となって進めるように努める。
- ④ 学校からも働き方改革の必要性について、保護者・地域の理解と協力を得るために、学校だよりの発行や、「開かれた学校づくり協議会」の場を活用するなど、周知に努める。

#### 区と学校との主な役割分担

項目	区	学校
教員の本来業務以外に対する支援	○	
区の関係課の連携による継続的な改善策検討	○	
学校（教員）の自主的業務改善		○
区民への周知	○	○

#### V 具体の方策（7つの方策）

教（職）員のアンケート調査結果から、小学校教員においては「保護者対応」が負担の大きい3項目に入っており、保護者対応については、例えば方策の一つとしてスクールロイヤーの派遣等が考えられるが、全国的にみても現時点での導入例はまだ少ない。

一方、当区では、弁護士と顧問契約を結び、困難事例への対応は既に行っているため、それ以外に特に負担が大きいと感じられる業務を中心に、以下7つの方策について検討し、具体策としてまとめた。

- 【方策1】 教員の時間管理意識醸成のためのカードリーダー導入
- 【方策2】 私費会計（給食費・教材費）業務の負担感解消のための人材配置
- 【方策3】 夜間等、時間外における外部からの電話対応用機器等の設置
- 【方策4】 一斉退校日等の設定
- 【方策5】 部活動指導の負担感解消のための人材配置
- 【方策6】 重複調査の防止と調査の簡素化
- 【方策7】 特に多忙な副校長の業務支援のための人材配置モデル事業の継続等

V 具体の方策（7つの方策）

【方策1】教員の時間管理意識醸成のための  
カードリーダー導入

**【方策1】 教員の時間管理意識醸成のためのカードリーダー導入**

課題	方策	実施時期
<p>教員の勤務実態について、客観的に把握できていない。</p> <p>また、これまで教員の長時間在校に対しては、あまり問題視されてこなかった。</p>	<p>①教員の出退勤時間を客観的に把握・管理するため、カードリーダー方式による出退勤システム（主として出退勤時間の登録・集計）を導入する。</p> <p>管理職、教員とともに在校時間を「見える化」し、教員自身が在校時間を意識することにより、ワーク・ライフ・バランスを意識した勤務への転換を目指していく。</p>	<p>平成31年度中にカードリーダー方式による出退勤システムを導入する。</p>

**1 出退勤システム導入による効果**

- (1) 教員自身だけでなく、学校管理職が管下職員の総在校時間を把握することで、労働安全衛生法に基づく面談などの際に、対象者を容易に抽出できる。
- (2) 自動集計された各校の出退勤データは、区教委においても把握可能であり、改めての調査で学校に負担をかけることなく、都教委からの求めに応じて、区教委から直接、都教委へ教員の出勤退等について報告することが可能となる。

なお、下表は各学校の教職員の勤務時間である（1日あたり7時間45分間勤務）。

各学校教職員の勤務時間	学校数
8：00～16：30	1校
8：10～16：40	24校
8：15～16：45	79校

※ カードリーダーによる出退勤管理は、事務職員・栄養士等も対象となる。

V 具体の方策（7つの方策）  
**【方策2】私費会計（給食費・教材費）業務の負担感解消のための人材配置**

**【方策2】 私費会計（給食費・教材費）業務の負担感解消のための人材配置**

課題	方策	実施時期
私費会計（給食費・教材費）については、教員の多くが負担感をもっている。	<p>①教員の関与を極力なくすため、非常勤職員を新たに採用し、これまで教員が関わっていた集金と教材の発注を含めた私費会計業務全般を担わせる。</p> <p>※非常勤職員配置のメリットは、負担軽減が即実行できることと、総経費が他の方法に比して、最も安価なことである。</p>	平成31年度当初から、非常勤職員を配置する。 ただし、当初2か月程度は研修期間として、私費会計事務全般について各校においての実地研修が必要である。

### 1 非常勤職員の人数等

非常勤職員を新たに26名採用する。全小中学校104校の私費会計（給食費、教材費）事務を担うため、1名の非常勤職員が1週間に4日の勤務で、1校に週1日勤務して、4校を巡回しながら各校の私費会計事務を処理する。

### 2 私費会計事務の標準事務処理の徹底と効率化

私費会計であることから、現在は、事務処理の扱い手や手順が各学校で異なるなどの実態があるため、書式や事務処理方法を標準化して、処理の効率化を進めていく。具体的には下記のとおりとする。

- (1) 基本的に区内のすべての学校で、同一の出納管理をするため、「学校徴収金（私費会計）事務の手引き」（平成30年4月発行版）に基づき事務処理を行うことを徹底する。特に手順等を徹底するため、規定様式の収入・支出承認書を使用することを徹底する。

## V 具体の方策（7つの方策）

### 【方策2】私費会計（給食費・教材費）業務の負担感解消のための人材配置

- (2) 保護者の理解を得て、口座振替・送金払い※1を徹底することで、現金授受の機会をなくし、学校、保護者の双方が懸念する紛失等の事故回避につなげながら、事務処理の効率化を図る。年度当初等、例外的に現金の授受が生じる場合でも、非常勤職員が対応する。
- ◎ 平成22年1月29日付で、東京都教育長名で発出された『学校事務職員の標準的職務について（通知）』（☞P41）に基づき、原則として教員が「現金」に触れる機会をなくしていく。

- 当面、全校が口座振替としている給食会計から非常勤職員による取り扱いを開始する。
- 一定の習熟期間経過後、平成31年度中の早期に教材費会計も非常勤職員が取り扱う。
- 教材費については、口座振替を導入する学校は増えてきているとは言え、保護者の理解が必要なので、今回の非常勤職員採用に合わせて徴収方法の整備（口座振替・送金払い※1）を進め、事務の標準化を徹底する。

※1「送金払い」とは、ゆうちょ銀行間において、保護者が直接、学校長口座へ送金（振込）をすること。

- ◎ 課題である私費会計の公会計化については、以下のとおり検討したが、財務会計の導入が不可欠であることから、中・長期的な観点から、大きな状況変化等があった段階で改めて検討する。

#### ◆ 私費会計の「公会計化」について

私費会計の処理について、下記3案について比較検討した結果、現時点では、（イ案）と（ウ案）は、特に実施時期とコスト面、費用対効果の点で課題が多いため、教員の負担軽減に直ちに効果の見込まれる（ア案）の人的措置を講ずることとした。

（ア案） 私費会計事務を専門に担う非常勤職員を採用し、一人が数校を巡回訪問して事務を処理する。

（イ案） 学校徴収金の徴収管理業務に電算システムを導入し、公会計化を実施する。

（ウ案） イ案に併せ、全校に財務会計システムを導入し、保護者からの徴収金の集金から学校での食材等購入契約、支出までの一連の事務を処理する。

- 公会計化については、効率面から財務会計の導入を合わせて進めることが不可欠であるため、中・長期的な視点から大きな状況変更等があった時点で改めて検討することとした。

V 具体的方策（7つの方策）  
**【方策3】夜間等、時間外における外部からの電話対応用機器等の設置**

**【方策3】 夜間等、時間外における外部からの電話対応用機器等の設置**

課題	方策	実施時期
夜間の電話対応等、勤務時間外の問い合わせ等により、夜間に処理せざるを得なくなっている業務に集中できない。	①保護者等からの夜間等の電話対応を減らすため、固定電話機に一定時刻以降の不在を告げる自動音声応答装置（録音機能付き）を設置する。 ②児童・生徒の生命に関わるような緊急時の連絡手段を確保するため、公用携帯電話を各校1台配置する。	平成31年度中に自動音声応答装置及び公用携帯電話を配する。

**1 自動音声応答装置の運用**

- (1) 平日は、自動音声応答装置への切り替え時刻は午後7時を原則とするが、各校の実情に応じて各校が決定する。
- (2) 土日、祝日、休校日は終日、自動音声応答装置対応とする。
- (3) 保護者や地域の方々の理解を得るために、区広報、区HP、学校配信メール、区教委と学校の連名の周知文の配付等により協力を依頼する。
- (4) 夜間等に発生した児童・生徒の生命に関わる緊急案件等については、自動音声応答装置にあらかじめ録音した区役所代表電話の番号を案内し、保護者からの電話を宿直経由で教育指導課指導主事が複数態勢により確実に受けて、各校の管理職へ連絡するとともに、区首脳部および教育委員会内で情報共有する。なお、万一、指導主事と連絡が取れない際は、直接校長に連絡する体制もとり、万全を期す。その際の学校と保護者との連絡手段は、公用携帯電話を使用することを原則とする。

**2 公用携帯電話の管理**

公用携帯電話の管理については、区総務部総務課作成の『公用携帯電話の管理基準』(☞P43)を準用して、定期的な所在確認や紛失時の対応等、管理の徹底を図る。

V 具体の方策（7つの方策）  
【方策4】一斉退校日等の設定

### 【方策4】一斉退校日等の設定

課題	方策	実施時期
教員の長時間在校が常態化しており、心身の健康保持とワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方が危惧されている。	①一斉退校日を設定して、他の教員に対する「遠慮」の意識を払拭するとともに、業務処理途中であっても、教員の帰宅を促す（児童・生徒に係る緊急案件対応時を除く）。 教員の時間管理意識を醸成して退校を促し、学校全体でワーク・ライフ・バランスを意識した働き方に転換していく。	平成31年度中に一斉退校日を設定する。

#### 1 一斉退校日設定の原則

原則として、区長部局と同様の毎週水曜日を一斉退校日とし、業務処理途中であっても、教員に帰宅を促す。ただし、各校の実情に応じて半数のみの退校や、各自が個別に定時退校日を設ける（マイ定時退校日）など、同様の効果がある対応も可とする。

#### 2 一斉退校日設定向けた校内の取り組みと部活動との調整

定時退校を意識して、各学校が教育課程における学校行事や各種会議の精選を行い、業務の効率化を図る。

中学校については、教育指導課策定の『足立区立中学校に係る運動部活動の方針』（☞P48）（文化部版部も後日策定予定）を遵守しつつ、各部活動の実態を考慮した時間調整の必要がある。

※ 一斉退校日等については、事務職員・栄養士等も対象となる。

## 【方策5】 部活動指導の負担感解消のための人材配置

課題	方策	実施時期
中学校教員の約4人に1人（27.2%）が、業務の中で部活動が特に負担感が大きいと感じている。	①非常勤職員を新たに採用し、教員に代わって部活動指導を担わせる。具体的には、活動日、活動時間を国の指針に準じた『足立区立中学校に係る運動部活動の方針』 ※（☞P48）に基づき運用する。	平成31年度当初から、学校のニーズに合った非常勤職員を配置する。

※文化部版も国・都の動向を見つつ策定予定

### 1 非常勤職員の人数等

現在、各校で部活動指導に携わっている外部指導員を中心に、非常勤職員を新たに35人採用し、中学校各校1人程度の非常勤職員を配置する。

なお、非常勤職員の配置は、以下の部に対して配置する。

- (1) 1人顧問で技術指導が十分でなく、負担感があると顧問が回答した部
- (2) 現在も「特別な技術支援等の外部指導員」はいるが、引率等の必要性から非常勤職員を希望する部

### 2 非常勤職員の確保

学校が人材を確保することを原則とするが、教育委員会としても人材確保のため、スポーツ団体、文化団体への協力を依頼するなど支援を行う。

V 具体的方策（7つの方策）  
【方策7】重複調査の防止と調査の簡素化

**【方策6】 重複調査の防止と調査の簡素化**

課題	対策	実施時期
国や都、また区（区長部局含む）から学校への調査が多く、中には既に回答済みの内容と重複した調査もある。	①国や都、また区の各課からの重複する内容の調査を減らすため、調査一覧を作成してデータベース化し、区と学校で共有して重複調査を未然に防止する。 ②調査の回答期限については、余裕をもった設定にする他、毎年継続しての調査については、内容に変更があった部分のみをわかりやすく表す他、調査項目を絞るなど簡素化する。	平成30年度末

**1 調査内容の情報共有による項目の精査**

教育委員会事務局だけでなく、直接学校に調査依頼のある国や都からの調査についても学校から情報収集して調査一覧を作成し、校務支援システム上に掲載するなど、情報を共有することにより、重複調査を無くし事務の省力化を図る。

## V 具体的方策（7つの方策）

【方策6】特に多忙な副校長の業務支援のための人材配置モデル事業の継続等

### 【方策7】特に多忙な副校長の業務支援のための人材配置モデル事業の継続等

課題	方策	実施時期
副校長は校長補佐の他、調査・報告等の事務、服務管理、施設管理等の学校運営の他、地域対応、保護者対応（困難ケース対応時の教員支援含む）など多岐にわたる業務を行つており、多忙を極めている。	①現在2校でモデル実施している、東京都の「学校マネジメント強化事業」の補助制度を継続して活用する。 この補助制度が本格実施された段階で、副校長が担っている業務のうち、教員以外でも処理可能な業務を補佐する人材の配置をめざす。	平成31年度もモデル校への配置を継続する。 国や都の補助制度の創設後、速やかに配置の検討を行う。

#### 1 モデル校での検証継続と本格実施の是非

副校長が担う業務のうち、教員以外でも処理可能である調査への回答や、施設管理等を補佐する人材について、現在、モデル配置している2校（亀田小、蒲原中）の状況を引き続き検証し、補助制度の創設を待って副校長を補佐する人材の全校配置をめざしていく。なお現在、東京都が継続的な補助事業とすべく検討中である。

また、事業が拡充されなかった場合や廃止された場合等、区単独事業としての実施の是非については、学校配置の他の非常勤職員の役割を整理したうえで、検討していく。

## V 具体の方策（7つの方策）

### 【その他】

### 【そ の 他】

#### 1 学校における自主的な業務改善

区の方針・考え方を基本にして、各学校の状況に応じ、さらなる取り組みを独自に進めることを期待する。そのため、校務支援システムであるC4th等のICTを活用し、各種会議の時間短縮、回数削減等を検討していただき、前例にとらわれず、業務の効率化を促していく。

#### 2 長期休業期間中の休校日増の見送り

現在実施している長期休業期間中の休校日（夏季[8/13～8/15]、冬季[12/28・1/4]）を増やすことを検討したが、学校からは、休務日の振替えを活用して、土曜日の半日勤務を1日勤務とすることによる振替えで休校日を増やすより、土曜日の授業等は半日のままとして、現行どおり夏季3日間、冬季2日間の休校日のままが望ましいとの声が多く、実施を見送ることとした。

## VI 勤務時間の上限の設定

公立学校の教員の勤務時間の上限については、平成31年1月25日の中央教育審議会『学校における働き方改革特別部会』の答申を受け、文部科学省が『公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン』(☞P37)を明らかにし、一定の方向性が示された。

このガイドラインに基づき、足立区立小中学校における教員の勤務時間の上限を以下のとおり設定する。

- ① 1か月の在校等時間の総時間から東京都条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにする。
- ② 1年間の在校等時間の総時間から東京都条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにする。

ただし、上記を原則としつつ、児童・生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から東京都条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようとする。この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から東京都条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとする。

また、1か月の在校等時間の総時間から東京都条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月(2か月、3か月、4か月、5か月、6か月)のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から東京都条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにする。

VII 資 料

- 1 『学校における働き方改革に係る緊急提言』  
 　(中央教育審議会 学校における働き方改革特別部会) ······ 25
- 2 『新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)』概要版(中教審) ······ 27
- 3 『学校における働き方改革に関する緊急対策』(文部科学省) ····· 30
- 4 『学校における働き方改革推進プラン』概要版  
 　(東京都教育委員会) ······ 32
- 5 『学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について』  
 　(文部科学省) ······ 34
- 6 『公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン』  
 　(文部科学省) ······ 37
- 7 『学校事務職員の標準的職務について』(東京都教育委員会) ····· 41
- 8 『公用携帯電話の管理基準』(足立区総務部) ······ 43
- 9 『教職員の業務負担度調査について』(足立区教育委員会) ····· 46
- 10 『足立区立中学校に係る運動部活動の方針』(足立区教育委員会) ··· 48

「学校における働き方改革に係る緊急提言」(平成29年8月29日：中央教育審議会)一部抜粋

**学校教育の改善・充実に努めていくことが必要不可欠である**

- ・教員が授業や授業準備等に集中し、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務でき、教育の質を高められる環境を構築することが必要である。
- ・国や地方公共団体、さらには家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの課題意識に基づいて、学校種による勤務態様の違いや毎日児童生徒と向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて、今回の働き方改革の目指す理念を共有しながら、取り組みを直ちに実行しなければならない。

**【緊急提言】**

1. 校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること
2. 全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと
3. 国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること

**校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めること**

- ① 適切な手段により管理職も含めた全ての教職員の勤務時間を把握する。勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会に求められている責務。服務監督権者である教育委員会は、自己申告方式ではなく、ＩＣＴやタイムカードなど勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムが直ちに構築されるように努めること。
- ② 教職員の休憩時間を確保すること。その上で、学校の諸会議や部活動等について勤務時間を考慮した時間設定を行うこと。服務監督権者である教育委員会は、緊急時の連絡に支障がないよう教育委員会事務局等への連絡方法は確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応をはじめとした体制整備のための支援を講じること。
- ③ 管理職の役割分担の明確、組織管理や時間管理、健康安全管理等のマネジメント研修を充実し、意識改革と実践力の向上を図ること。

**全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと**

- ① 学校における業務改善のためには教育委員会は、早急に所管する学校にする時間外勤務の消滅に向けた業務改善方針・計画を策定する。
- ② 統合型校務支援システムの導入促進を図り、業務の電子化による効率化などを図る。ＩＣＴを活用し、教材の共有化を積極的に進めること。都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用に向けた取組を推進することが重要。
- ③ 調査のみならず、学校に対する依頼・指示等について整理・把握し、その精選及び合理化・適正化をすすめること。

## VII 資料

### 「学校における働き方改革に係る緊急提言」

(中教審特別部会)

- ④ 地方公共団体は、給食費の公会計化を進め、給食費をはじめとする学校徴収金について、口座振替納付等による徴収、未納の督促の実施等、教員の業務としないよう直ちに改善に努めること。
- ⑤ 副校長・教頭、教員と事務職員との間での業務の連携や分担等、事務職員を活用することで、事務機能の強化、業務改善の取組を推進するよう努めること。

### 国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること

- ① 学校・教職員の勤務時間管理及び業務改善の促進
- ② 「チームとしての学校」の実現に向けた専門スタッフの配置促進等
- ③ 学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実

## VII 資料

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」概要版（中教審）

### 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）【概要】（平成29年12月22日中央教育審議会）

#### 1. 「学校における働き方改革」の背景・意義

- 新しい学習指導要領では、「カリキュラム・マネジメント」や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められるとともに、小学校中・高学年の標準授業時数は、週1コマ相当増加。
- 我が国の学校・教師は、諸外国よりも広範な役割を担っているが、学校が抱える課題は、より複雑化・困難化し、学校の役割は拡大せざるを得ない状況。
- 教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(速報値)等でも、看過できない教師の勤務実態が示されている。
  - ・教諭の1週間当たりの室内給勤務時間(持ち帰りは含まない) [18年度調査比] 小学校: 57:25 [+4:09] 中学校: 63:18 [+5:12]
  - ・業務内容別では、小学校平日の「授業」(+2分)、中学校平日の「授業」(+15分)、土日の「部活動」(+1時間4分)などが増加。
  - ・年齢が若いほど、メンタルヘルスの状態が不良となる傾向がみられる。
- 政府全体でも、「働き方改革」や「人生100年時代」についての検討が進められている。
- 「日本型学校教育」を維持し、新学習指導要領を着実に実施するには、教師の業務負担の軽減が喫緊の課題。
- 「学校における働き方改革」により、教師が心身の健康を損なうことのないよう業務の質的転換を図り、限られた時間の中で、児童生徒に接する時間を十分に確保し、教師の日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性を高め、児童生徒に真に必要な総合的な指導を、持続的に行うことのできる状況を作り出すことを目指す。
- これまで学校が果たしてきた役割を教師以外の専門職員等や学校外に委ねる場合も、国・地方公共団体等が中心となってその受け皿を整備・確保し、そこでこれまでの機能を十分果たせるよう特に留意。

#### 2. 「学校における働き方改革」の基本的な考え方

##### ○ 勤務の長時間化の要因

- ・授業や部活動に従事する時間が増加
- ・時間管理の概念が希薄
- ・「子供たちのために」という使命感と責任感により、業務範囲が拡大
- ・部活動の休養日の設定等が浸透せず
- ・書類作成等への対応策が不十分
- ・教師の持ち授業時数を減らすという観点で、教職員定数の改善が不十分
- 等

##### ○ 検討の視点

- ① 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
- ② 学校の組織運営体制の在り方の見直し
- ③ 勤務時間の在り方に関する意識改革と制度面の検討
- ④ 学校種や学校の設置者の違いを踏まえた働き方改革

#### 3. 学校・教師が担う業務の明確化・適正化

##### ○ 基本的な考え方

- ・学校の業務は、大きく分類すると「学習指導」「生徒指導・進路指導」「学級経営・学校運営業務」。加えて、関連業務も、範囲が曖昧なまま教師が行っているのが実態。半ば慣習的に行われてきた業務も存在。
- ・「①本来は誰が担うべき業務であるか」、「②負担軽減のためにどのように適正化を図るべきか」の2点から、必要な環境整備を行いつつ、学校・教師以外の主体に積極的に移行していくという視点に立って検討。
- ・必要性が乏しい慣習的な業務については、思い切って廃止していくべき。
- ・こうした整理を参考に、服務監督権者である教育委員会等において、業務の役割分担と適正化を図り、具体的な削減目標の設定の検討等を通じて業務の総量を削減することが重要。

##### ○ これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)	⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動(部活動指導員等)  ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。 多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)  ⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)  ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)

※授業については、一部の学校で標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している例が見られる(小5において、週換算で3コマ以上多い学校は20.1%)ことから、各学校における教育課程の編成・実施に当たっては、教師の「働き方改革」に十分配慮すべき。

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」概要版（中教審）

### 3. 学校・教師が担う業務の明確化・適正化

#### ○ 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策

国	教育委員会等	各学校
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や教師の担うべき業務範囲の明確化、学校管理規則モデル等の提示</li> <li>・地域や保護者の理解のための資料提供</li> <li>・業務改善の取組の優良事例の提供</li> <li>・調査・統計、依頼事項の精選</li> <li>・民間団体等からの出展依頼や家庭向け配布物について、学校の負担軽減に向けた協力の呼びかけ</li> <li>・現場に様々な業務が付加されてきた反省を踏まえ、勤務時間や人的配置、業務改善等を踏まえ、業務量を俯瞰、一元的に管理する部署を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する学校に対する業務改善方針・計画の策定</li> <li>・事務職員の資質・能力・意欲向上、学校事務の共同実施の促進</li> <li>・独自に実施する調査・統計、依頼事項の精選</li> <li>・学校の業務改善の取組に対する支援</li> <li>・ICT等業務効率化に必要な環境整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の重点目標、経営方針の明確化</li> <li>・関係機関や地域住民との連携の推進</li> </ul>

#### ○ 学校が作成する計画等の見直し(各種指導計画、運営計画等)

- ・学校ごとに作成される各種計画の統合や、児童生徒ごとに作成する計画(指導計画、支援計画等)の一本化・様式統一の推進等

### 4. 学校の組織運営体制の在り方(○○委員会、○○主任等)

- ・類似の内容を扱う委員会等については、校内の委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を進めるべき。
- ・学校運営を効果的に行うことにより学校の教育活動の質を向上させるために、真に効果的な委員会等の組織や、主任をはじめとする担当者の在り方、校務分掌の在り方について、引き続き議論。  
3

### 5. 勤務時間に関する意識改革と制度面の検討

#### ○ 勤務時間管理の徹底

- ・勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められる責務。
- ・自己申告方式ではなく、ICTやタイムカード等による勤務時間の把握を徹底すべき。
- ・勤務時間管理は、働き方改革の「手段」であって「目的」ではない。勤務時間の形式的な把握が目的化し、真に必要な教育活動を疎かにしたり、虚偽の記録を残したり、残させたりすることがあってはならない。

#### ○ 適切な勤務時間の設定

- ・正規の勤務時間や、教職員の休憩時間の確保等、勤務時間を考慮した登下校時間、部活動、学校の諸会議等の設定。
- ・部活動や夜間の見回り等「超勤4項目」以外の業務は、校長は時間外勤務を命ずることはできない。正規の勤務時間の割り振りを適正に行う等の措置を講じる事が必要。
- ・時間外の留守番電話や、学校ホームページ等を活用し、保護者等からの問い合わせを減らす工夫が重要。
- ・運動部活動については、スポーツ庁作成予定のガイドラインを踏まえた適切な活動時間・休養日の設定
- ・各学校では、学校運営協議会の場等を活用しながら、保護者や地域の理解を得るよう努める。文部科学省や各教育委員会等も、PTA連合会等の協力を得ながら支援。

#### ○ 教職員全体の働き方に関する意識改革

- ・研修・人事評価等を活用した教職員の意識改革
- ・学校評価と連動した業務改善の点検・評価

#### ○ 公立学校の教師の時間外勤務の抑制に向けた制度的措置の検討

- ・政府全体の働き方改革の議論等も踏まえ、公立学校の教師の長時間勤務の改善に向け、勤務の特殊性にも留意しつつ、勤務時間に関する数値で示した上限の目安を含むガイドラインを早急に検討して示すべき。
- ・給特法を含む勤務時間制度の在り方については、教師の勤務の特殊性も考慮しながら、引き続き議論。

## 6.「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備

### ◎ 教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

- ・ 小学校の英語教育の早期化・教科化に伴う、英語専科を担当する教師の充実や、中学校において生徒指導を担当する教師の充実をはじめとする学校指導体制の充実
- ・ 校長や副校長・教頭等の事務関係業務の軽減に有効な、共同学校事務体制の強化のための事務職員の充実
- ・ 平成31年度までのスクールカウンセラーの全公立小中学校配置及びスクールソーシャルワーカーの全中学校区配置並びに課題を抱える学校への重点配置、質の向上及び常勤化に向けた調査研究
- ・ 部活動指導員について、その趣旨（単なるボランティアではなく、大会引率等の責任の所在を明確化）を踏まえ、スポーツ庁作成予定のガイドラインの遵守、働き方改革につながる取組であること等を条件とした配置促進
- ・ 多様なニーズのある児童生徒に応じた指導等の支援スタッフ、授業準備や学習評価等の補助業務を担うサポートスタッフ、理科の観察実験補助員の配置促進
- ・ スクールロイヤーの活用促進に向けた体制の構築

### ◎ 勤務時間の適正化や業務改善・効率化への支援

- ・ 登下校時等の安全確保のための見守り活動等を行う取組の支援の充実
- ・ コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を通じた学校教育の質の向上及び学校支援
- ・ 実証研究などを通じた都道府県単位での統合型校務支援システムの導入促進に向けた共同調達・運用モデルの策定
- ・ 学校現場の業務改善に関する実証研究やアドバイザーの派遣、並びにこれらを通じた好事例の収集・発信及び普及啓発
- ・ 学校給食費の公会計化に向け、既に実施している地方公共団体の事例を踏まえた導入に向けたガイドラインの作成

## VII 資料

### 学校における働き方改革に関する緊急対策」（文部科学省）

#### 学校における働き方改革に関する緊急対策【概要】（平成29年12月26日 文部科学省）

- 平成29年12月22日に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」がまとめられた。
- 「中間まとめ」において示された具体的な方策を踏まえ、文部科学省が実施する内容を緊急対策としてとりまとめた。

#### 1 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策

##### (1) 業務の役割分担・適正化を進めるための取組

- 「中間まとめ」において示された、代表的な業務の在り方に關しての考え方を踏まえ、学校や教師・事務職員等の標準職務を明確化し、各教育委員会の学校管理規則に適切に位置づけられるようモデル案を作成・提示する。
- 全国の教育委員会・学校で業務改善の取組を進めることができるように、優良事例を収集・周知する。
- 民間団体等からの出展依頼や配布物等について、学校の負担軽減に向けた協力の周知を実施する。
- 文部科学省内に、教職員の業務量を俯瞰し、一元的に管理する組織を整備するとともに、学校に関する業務を所管する部署は、新たな業務を付加するような制度改正等を行う際には、当該組織と前広に調整することを基本とする。
- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を通じた学校教育の質の向上等を進める。等

##### 【参考】

これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方（「中間まとめ」より抜粋）

基本的に学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が捕獲された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整  ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等）	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

##### (2) それぞれの業務を適正化するための取組

※主な取組の抜粋

- |                   |  |
|-------------------|--|
| 各下校に関する対応         | ・地方公共団体等が中心となって、学校、関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築する取組を進める。   |
| 学校徴収金の徴収・管理       | ・公会計化導入に向けたガイドラインを作成し、各地方公共団体に公会計化をするよう促す。<br>・それ以外の学校徴収金についても、公会計化に向けた好事例を提示する。   |
| 調査・統計等への回答等       | ・文部科学省が教育委員会や学校等を対象に実施している調査の整理・統合を行う。<br>・教育委員会による学校への調査・照会について、調査の対象・頻度等の精査を促す。  |
| 部活動               | ・本年度末までに、運動部活動の在り方に關する総合的なガイドラインを作成する。<br>・顧問については、部活動指導員や外部人材を積極的に参画させるよう促す。<br>・部活動指導員への支援は、スポーツ庁が作成予定のガイドラインを遵守することを条件とする。<br>・大会・コンクール等の主催者に対して、関連規定の改正等を行い、部活動指導員による引率や、複数校による合同チームや地域スポーツクラブ等の参加が可能となるよう要請する。<br>・入試における部活動に対する評価の在り方の見直し等の取組も検討するよう促す。<br>・将来的には、環境が整った上で、部活動を地域単位の取組にし、学校以外が担うことも検討する。 |
| 授業準備              | ・教材の印刷等の補助的業務や理科の実験や観察準備等について、教師との連携の上で、サポートスタッフや理科の観察実験補助員の積極的な参画を促進する。<br>・外国語について、新学習指導要領に対応した教材を開発し、希望する小学校に配布する。  |
| 学習評価や成績処理         | ・補助的業務は、教師との連携の上で、サポートスタッフ等の積極的な参画を促進する。<br>・指導要録の参考様式の簡素化も含め、効果的で過度な負担のない学習評価の在り方を示す。   |
| 学校行事等の準備・運営       | ・從来学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置づけることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めるよう促す。<br>・学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するための具体的な取組例を提示する。  |
| 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | ・専門スタッフに任せせる業務を明確にするとともに、専門スタッフの方がより効果的な対応ができる業務については、教師と連携しながら、これらの人材の積極的な参画を促進する。<br>・法的相談を受けるスクールロイヤー等の専門家の配置を進める。  |

※「中間まとめ」に記載された教育委員会等や各学校が取り組む方策については、文科省として必要な指導・助言等を行う。

## VII 資料

### 「学校における働き方改革に関する緊急対策」(文部科学省)

#### 2. 学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し

- 学校単位で作成される計画については、計画の内容や学校の実情に応じて、統合して作成することも推進するよう促す。
- 各教科等の指導計画の内容等に応じて複数の教師が協力して作成し共有化するなどの取組を推進するよう促す。
- 児童生徒ごとに作成される計画については、学校や児童生徒の状況等に応じて複数の計画を1つにまとめることで、業務の適正化を図り、効果的な指導につなげられるよう、必要な支援計画のひな型を示し、教育委員会等の検討を促す。
- 類似の内容を扱う委員会等については、合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を促す。 等

#### 3. 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置

##### (1) 勤務時間管理の徹底・適正な勤務時間の設定

- 教師の勤務時間の管理を徹底する。タイムカード等により勤務時間を客観的に把握・集計するシステムの構築を促す。
- 登下校、部活動、学校の諸会議等について、教職員の勤務時間・休憩時間を考慮した時間設定を行うよう徹底する。
- 緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話やメールによる対応等の体制整備に向けた方策を講ずることを促す。
- 部活動について、適切な活動時間や休養日の設定を行うためのガイドラインを示す。
- 長期休業期間において年次有給休暇を確保できるように一定期間の学校閉庁日を設定を行うことを促す。 等

##### (2) 教職員全体の働き方に関する意識改革

- 管理職のマネジメント能力養成のための研修を実施。各教育委員会等での働き方に関する必要な研修の実施の促進。
- 業務改善の観点からの、人事評価や学校評価の実施の促進。 等

##### (3) 時間外勤務の抑制のための措置

- 政府全体の「働き方改革実行計画」を参考にしつつ、教師の勤務時間に関する数値で示した上限の目安を含むガイドラインを検討し、提示する。

※「中間まとめ」において、更に検討すべきとされた課題については、引き続き検討を行う。

#### 4. 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備

#### 5. 進捗状況の把握等

- 「学校における働き方改革」を実現するために必要な環境整備のため、必要な予算の確保に努めていく。
- 本緊急対策に掲げる取組については、既存の調査等を活用しつつ、進捗状況を把握し、必要な取組を進める。

### 新学習指導要領の実現に向けた学習環境整備（平成30年度予算案）

#### I. 学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

- 持ちコマ数の減等負担軽減とそれに伴う授業準備の充実  
小学校英語教育の早期化・教科化に伴う。  
一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員の充実（新学習指導要領への対応） . . . +1,000人
- 中学校における生徒指導体制の強化に必要な教員の充実  
中学校における生徒指導体制の強化に必要な教員の充実 . . . +50人
- 校長・副校長・教頭等の事務関係業務の軽減による学校の運営体制の強化  
校長・副校長・教頭等の事務関係業務の軽減による学校の運営体制の強化  
学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員） . . . +40人

※ 教職員定数については、複雑化・困難化する教育課題への対応分を含め、合計で1,595人の改善。

#### II. 教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置促進 . . . 61億円 [SC:26,700校] [SSW:7,500人]
- スクール・サポート・スタッフの配置 . . . 12億円(新規) [ 3,000人]
- ※ 学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等、教員のサポートを担当するスタッフ
- 中学校における部活動指導員の配置 . . . 5億円(新規) [ 4,500人]
- 理科の観察・実験の支援等を行う観察実験補助員の配置促進 . . . 2億円 [ 3,100校]
- いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究 . . . 0.1億円

#### III. 学校が担うべき業務の効率化及び精選

- 学校現場の業務改善を加速するための実践研究やアドバイザー派遣 . . . 1.3億円
- 都道府県単位での統合型校務支援システムの導入促進 . . . 3億円
- 地域と学校の連携・協働を通じた、登下校等の見守り活動の充実 . . . 1.1億円
- 学校給食費徴収・管理業務の改善・充実 . . . 0.2億円(新規)



## III 小・中学校における働き方改革に向けた取組

## 実施計画の策定

- 都の定める当面の目標を踏まえ、各区市町村教育委員会が地域の実情や所管する各学校の実態を勘案しながら、取組方針や具体的な取組内容、取組に関する検証等を盛り込んだ実施計画を平成30年度中に策定するよう、都教育委員会として働き掛け
- また、各区市町村教育委員会に対して目標の達成状況等について報告を求めるなど取組の実効性を担保するとともに、計画策定状況等についても公表

## 区市町村教育委員会に対する支援等

- 小・中学校における働き方改革を一層促進するため、取組の方向性（5点の柱）等を踏まえ、区市町村に対する支援・補助等を実施

## (1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

[プラン13ページ]

- 在校時間の把握をICカード等のシステムにより行う区市町村教育委員会に対して支援を実施
- 業務改善や労働問題等に詳しい外部の専門家の知見を活用して教員の意識改革やタイムマネジメント手法の取得・定着を目指す区市町村教育委員会に対して支援を実施

## (2) 教員業務の見直しと業務改善の推進

[プラン14ページ]

- ICT機器を活用した業務の効率化を目指す区市町村教育委員会に対して、「統合型校務支援システム」等の導入を支援
- 都立学校同様、小・中学校に問わる調査・依頼等についても、目的や頻度、時期等について精査するなど調査等の縮減を促進

## (3) 学校を支える人材体制の確保

[プラン15ページ]

- 小学校の大規模校において英語専科教員を段階的に配置するとともに、その他の学校においては時間講師を配置することにより、外国語活動及び英語による指導体制を整備
- 副校長を補佐する非常勤職員の任用などによる「学校マネジメント強化モデル事業」の規模を拡大し、副校長の負担軽減を推進
- 教員に代わって学習プリントの印刷等の補助的業務を行う「スクール・サポート・スタッフ」の配置を促進することにより、教員が児童・生徒への指導や授業準備等に一層注力できる環境を整備
- 都費事務職員の標準的職務内容について改めて周知するとともに、事務職員を対象とする研修においても、校務運営参画意識を醸成する内容を盛り込むなど、都費事務職員の資質向上とその能力活用を促進
- 地域学校協働活動やコミュニティ・スクールなど、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを支援し、学校教育活動の充実を促進

## (4) 部活動の負担を軽減

[プラン16ページ]

- 活動時間や休憩日についての基準の設定、適切な部活動運営の在り方等について、文化部活動も含めたガイドラインを都教育委員会において作成・周知
- 法令上規定された「部活動指導員」を配置する区市町村教育委員会に対して、その参画が教員の働き方改革につながる取組であることを条件に支援を実施
- 中学校体育連盟と連携し、「部活動指導員」に対する研修等を定期的、計画的に実施し、資質の向上
- 部活動の支援人材の掘り起しなど、地域学校協働本部による部活動支援を進めるため、地域コーディネーターの支援を実施

## (5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

[プラン16ページ]

都立学校と同様の取組を実施

VII 資料

「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」(文部科学省)

一部抜粋



29文科初第1437号

平成30年 2月 9日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学事務次官

戸 谷 一 夫

(印影印刷)

学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）

文部科学省では、平成29年6月22日に、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について中央教育審議会に諮問を行い、同年12月22日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（以下、「中間まとめ」という。）が取りまとめられました。これを踏まえ、文部科学省として、同月26日に「学校における働き方改革に関する緊急対策」（以下、「緊急対策」という。）を別添の通り取りまとめましたので、お知らせします。文部科学省としては、緊急対策において、業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策や、学校が作成する計画等や組織運営に関する見直し、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置を講ずることとしているほか、これらの方策の実施に必要な環境整備を行うこととしており、今後も、「学校における働き方改革」を進めるに当たり、関係者への情報提供や必要な予算の確保に努めるなどの取組を進めてまいります。

各都道府県教育委員会及び各指定都市教育委員会におかれましては、学校におけるこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業やその準備に集中できる時間、教師自らの専門性を高めるための研修の時間や、児童生徒と向き合うための時間を十分確保し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるよう、下記の点に留意しながら、高等学校や特別支援学校等の学校種の違いにも配慮しつつ、必要な取組の徹底をお願いします。その際、学校種による業務の性質の違いについても十分に考慮されるようお願いします。

## VII 資料

「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」(文部科学省)

学校における業務改善については、「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査の結果（速報値）及び学校現場における業務改善に係る取組の徹底について（通知）」（平成29年6月22日付け29文科初第509号）等により、取組の徹底をお願いしているところですが、今般、中間まとめにおいて学校・教師が担う業務の明確化を通じた役割分担と業務の適正化、学校が作成する計画等の見直し等の観点から、取り組むべき具体的な方策が示されたところであり、今後の対応に当たっては、本通知に基づき、適切に対応されるようお願いします。

また、勤務時間管理については、上記通知等により、厚生労働省において平成29年1月20日に定められた「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（以下、「厚生労働省のガイドライン」という。）に基づき適切に対応されるよう周知しているところですが、今後とも、本通知及び厚生労働省のガイドラインに基づき、適切に対応されるようお願いします。

このほか、学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る今後の対応に当たっては、中間まとめ及び緊急対策を参考とされるようお願いします。

文部科学省としても、各教育委員会における学校の業務改善のための取組状況について定期的にフォローアップしてまいります。

各都道府県教育委員会におかれましては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。以下同じ。）町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれましては、所管の学校に対して、本件について周知を図るとともに、十分な指導・助言に努めていただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれましては、本件について域内の市町村教育委員会が設置する学校に対して周知が図られよう配慮をお願いします。

## 記

教育委員会において取り組むべき方策としては、以下の事項が挙げられる。各教育委員会においては、これらの取組について、学校や地域、教職員や児童生徒の実情に応じて、順次適切に取組を進めること。

### 1. 学校における業務改善について

- (1) 業務の役割分担・適正化を着実に実行するために教育委員会が取り組むべき方策について
  - ①業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ
  - ②事務職員の校務運営への参画の推進
  - ③専門スタッフとの役割分担の明確化及び支援
  - ④学校が教育活動に専念するための支援体制の構築
  - ⑤業務の管理・調整を図る体制の構築
  - ⑥関係機関との連携・協力体制の構築
  - ⑦学校・家庭・地域の連携の促進

## VII 資料

「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」(文部科学省)

⑧統合型校務支援システム等のＩＣＴの活用推進

⑨研修の適正化

⑩各種研究事業等の適正化

⑪教育委員会事務局の体制整備

⑫授業時数の設定等における配慮

⑬各学校における業務改善の取組の促進

(2) 中間まとめにおいて示された業務の有り方に関する考え方を踏まえて教育委員会が特に留意して取り組むべき個別業務の役割分担及び適正化について

【基本的には学校以外が担うべき業務】

①登下校に関する対応

②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応

③学校徴収金の徴収・管理

④地域ボランティアとの連携調整

【学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務】

⑤調査・統計等への回答等

⑥児童生徒の休み時間における対応

⑦校内清掃

⑧部活動

【教師の業務だが、負担軽減が可能な業務】

⑨給食時の対応

⑩授業準備

⑪学習評価や成績処理

⑫学校行事等の準備・運営

⑬進路指導

⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

(3) 学校が作成する計画等及び学校の組織運営に関する見直しについて

2. 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について

3. 教職員全体の働き方に関する意識改革について

## 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン

平成31年1月25日  
文部科学省

## 1. 趣旨

社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教師の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっている。特に所定の勤務時間外においては、いわゆる「超勤4項目」以外の業務について、教師が対応している時間が長時間化している実態が生じている。

現在、我が国の学校教育が挙げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していくため、「学校における働き方改革」が進められている。

教師の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を作り出す。これが「学校における働き方改革」の目指すところであり、文部科学省では、業務の明確化・適正化、必要な環境整備等、教師の長時間勤務是正に向けた取組を着実に実施していくこととしている。

また、政府全体でも関連する取り組みが進められる中、平成30年7月に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下、「働き方改革推進法」という。）において、労働基準法第36条における時間外労働に関する協定（いわゆる「36協定」）を結ぶにあたり、法定の労働時間を超える時間外労働の規制が新たに規定されたところである。

今回、こうした政府全体の動向も踏まえつつ、現在進められている「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として、いわゆる「超勤4項目」以外の業務への対応も視野に入れ、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを制定するものである。

なお、本ガイドラインについては、中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（答申）において、本ガイドラインの実効性を高めるため、「文部科学省は、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるよう」取り組むべきであるとされていることを踏まえ、文部科学省として更に検討を続けていくものである。

## VII 資料

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(文部科学省)

### 2. 本ガイドラインの対象者

本ガイドラインは、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下、「給特法」という。) 第2条に規定する義務教育諸学校等の教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用されるものである。

### 3. 勤務時間の上限の目安時間

#### (1) 本ガイドラインにおいて対象となる「勤務時間」の考え方

教師は、社会の変化に伴い子供たちがますます多様化する中で、語彙、知識、概念がそれぞれに異なる一人一人の子供たちの発達の段階に応じて、指導の内容を理解させ、考えさせ、表現させるために、言語や指導方法をその場面ごとに選択しながら、学習意欲を高める授業や適切なコミュニケーションをとつて教育活動に当たることが期待されている。このような教師の専門職としての専門性や職務の特徴を十分に考慮しつつ、「超勤4項目」以外の業務が長時間化している実態も踏まえ、こうした業務を行う時間も含めて「勤務時間」を適切に把握するために、今回のガイドラインにおいては、在校時間等、外形的に把握することができる時間を対象とする。

具体的には、教師等が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とする。なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。

これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。また、各地方公共団体で定める方法によるテレワーク等によるものについても合算する。

ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとする。

これらを総称して「在校等時間」とし、本ガイドラインにおいて対象となる「勤務時間」とする。

#### (2) 上限の目安時間

- ① 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
- ② 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

## (3) 特例的な扱い

- ① 上記（2）を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。
- ② また、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

## 4. 実効性の担保

(1) 本ガイドラインの実効性を担保するために、服務監督権者である教育委員会は以下の取組を進めること。

- ① 教育委員会は、本ガイドラインを参考にしながら、それぞれにおいて、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等（以下「方針等」という。）を策定すること。
- ② 教育委員会は、方針等の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を実施すること。特に、方針等で定める上限の目安時間を超えた場合には、教育委員会は、所管内の公立学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うこと。
- ③ 教育委員会は、人事委員会と方針等について認識を共有し、専門的な助言等を受けるなど連携を強化すること。人事委員会を置かない地方公共団体については、当該団体の長と方針等について認識を共有し、当該団体の長の求めに応じて必要な報告を行うなど連携して取り組むこと。

(2) 文部科学省及び教育委員会は、保護者も含めて社会全体が本ガイドラインや方針等の内容を理解できるよう、教育関係者はもちろん、保護者や地域住民等に対して広く周知を図るものとすること。

(3) 文部科学省は、「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」をはじめとした既存の調査等を活用しつつ、適宜、各教育委員会の取組の状況を把握し、公表するものとすること。

## 5. 留意事項

- (1) 関係者は、本ガイドラインが、上限の目安時間まで教師等が在校等したうえで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されるものであり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきものであることを十分に認識すること。決して、学校や教師等に上限の目安時間の遵守を求めるのみであってはならないこと。
- (2) 本ガイドラインの実施に当たっては、働き方改革推進法による改正後の労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測すること。
- (3) 本ガイドラインの実施に当たっては、教育委員会は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守すること。また、教師等の健康及び福祉を確保するため、在校時間が一定時間を超えた教師等への医師による面接指導や健康診断を実施すること、退庁から登庁までに一定時間を確保すること、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数連續して取得することを含めてその取得を促進すること、心身の健康問題についての相談窓口を設置すること、必要に応じ産業医等による助言・指導を受け、また教師等に産業医等による保健指導を受けさせること等に留意しなければならないこと。
- (4) 上限の目安時間の遵守を形式的に行なうことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残せたりすることがあることはならないこと。さらに、上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本ガイドラインのそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けること。
- (5) 冒頭で述べた通り、本ガイドラインについては、中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(答申)において、本ガイドラインの実効性を高めるため、「文部科学省は、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるよう」取り組むべきであるとされていることを踏まえ、文部科学省として更に検討を続けていくこととしており、各教育委員会においては、この点にも留意して取組を進められたい。

VII 資料  
「学校事務職員の標準的職務について」  
(東京都教育委員会)

21教総総第1669号  
平成22年1月29日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長  
大原正行

学校事務職員の標準的職務について（通知）

このたび、東京都教育委員会は、学校事務の適正かつ円滑な執行を図るため、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する事務職員（以下「学校事務職員」という。）の標準的職務について下記のとおり定めることとしました。

学校事務職員には、各区市町村教育委員会の教育方針を踏まえた校長の経営方針に基づき、行政職としての立場から校長、副校長を補佐し、円滑な学校運営のために業務を遂行することに加え、職員会議や運営会議、各種行事の準備への参加等を通じて、学校運営に積極的に参画することが求められます。

貴教育委員会におかれましては、この通知の趣旨を踏まえ、学校事務職員の職務につき定めていただきますようお願いいたします。

また、各校長が当該学校に所属する学校事務職員の具体的な職務範囲を事務分掌表などにより明示するとともに、自己申告実施要領に基づく組織方針に学校事務職員の職務に関する記載が着実に行われますようご指導方、お願いいたします。

## VII 資料

「学校事務職員の標準的職務について」  
(東京都教育委員会)

### 記

#### 学校事務職員の職務

(1) 学校事務職員の標準的職務（別表）を実施すること。

#### 学校事務職員の標準的職務（別表）

区分	職務の分類	具体的な職務例
総務	事務の総括に関すること	学校事務の総括及び連絡調整
	文書に関すること	文書の收受・管理・発送、法規及び諸規定の整理保管、情報公開請求への対応など
	統計調査・各種報告に関すること	学校基本調査、保護者負担金調査、諸報告など
	証明に関すること	職員及び生徒の諸証明の発行など
	渉外に関すること	官公庁、PTA、地域各種団体との連絡調整、窓口対応（来客、電話、ファックス等）など
	情報管理に関すること	個人情報管理、学校情報管理（広報関係）など
人事	危機管理に関すること	災害・不審者情報伝達、緊急通報体制整備など
	人事事務に関すること	教職員履歴の整理・保管、採用・退職・転出入関係事務など
	服務に関すること	出勤簿管理、関連諸帳簿の整理保管など
給与	外部人材に関すること	支援人材、外部指導員との連絡調整、諸報告など
	給与に関すること	給与の支払、所得税等の徴収事務、諸手当の認定事務など
	旅費に関すること	旅費の執行計画、請求、支払など
財務	報酬に関すること	講師・嘱託員の報酬支給など
	予算・決算に関すること	区市町村費の校内予算編成、予算執行、決算など
	物品に関すること	備品の取得・維持・管理・点検、その他物品関係事務など
	施設・設備に関すること	施設設備の維持・安全管理、学校施設開放事務など
	学校徴収金に関すること	私費会計（給食費、副教材費等）の口座管理、支払、督促支援など
学務	諸会計管理に関すること	各種助成金、補助金、団体会計、募金、郵券管理など
学務	就学援助費に関すること	就学援助費支給関係事務、保護者への通知など
福利厚生	福利厚生に関すること	共済組合・互助会・公務災害・安全衛生関係など

（注）この表は、学校事務職員が総括あるいは関与すべき標準的職務内容を例示したものである。

(2) 上記のほか、区市町村教育委員会その他職務上の上司の命による職務を実施すること。

#### （参考）

#### 学校事務職員の人事制度上の位置づけ

学校事務職員の任命権は東京都教育委員会にあるが、身分は区市町村教育委員会に属し、職務の遂行に当たっては当該区市町村の条例等に従い、かつ、区市町村教育委員会その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない（「地方教育行政の組織運営に関する法律」第37条第1項、第43条第2項）。

## VII 資料

### 「公用携帯電話の管理基準」（足立区総務部）

#### 公用携帯電話の管理基準

##### (趣旨)

第1条 この基準は、各部で保有する公用携帯電話の適正な管理及び運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

##### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 部 足立区組織条例（昭和52年足立区条例第5号）第1条に規定する部、足立区組織規則（昭和52年足立区規則第9号）第4条第2項に規定する室長が置かれている室、足立区教育委員会事務局組織規則（平成12年足立区教育委員会規則第4号）第2条第1項に規定する部、同規則第4条第2項に規定する室長が置かれている室、足立区選挙管理委員会規程（平成12年足立区選挙管理委員会告示第13号）第20条に規定する事務局、足立区監査事務局庶務規程（昭和40年足立区監査委員訓令甲第1号）第1条に規定する事務局及び足立区議会事務局条例（昭和49年足立区条例第17号）第1条に規定する事務局をいう。

(2) 部長 前号に規定する部の長（部長及び室長並びに選挙管理委員会事務局、監査事務局及び区議会事務局にあっては局長）をいう。

##### (契約)

第3条 部長は、公務の遂行に必要な携帯電話（以下「公用携帯電話」という。）の購入、利用等に関する契約を締結するときは、あらかじめ総務部長に協議するものとする。

##### (管理体制)

第4条 公用携帯電話の管理体制は、次のとおりとする。

- (1) 統括管理責任者は部長とし、部の公用携帯電話の適正な管理及び運用に関する事務を統括する。
- (2) 管理責任者は各課の所属長（以下「所属長」という。）とし、統括管理責任者と連携を密にし、所属内の公用携帯電話の適正な管理及び運用に関する事務を処理する。
- (3) 取扱責任者は各課の庶務担当係長及び必要に応じて所属長が指定した職員とし、所属内の公用携帯電話の管理及び運用に関する事務を直接的に処理する。

## VII 資料

### 「公用携帯電話の管理基準」（足立区総務部）

#### (貸与対象者)

第5条 公用携帯電話の貸与対象者は、職員及び委託業者（以下「職員等」という。）とし、次のとおり区分为する。

- (1) 常時貸与者 所属長から常時貸与すべきものと指定された職員等をいう。
- (2) 一時貸与者 前号で指定された者以外の者で、公用携帯電話を一時的に貸与する必要がある者として所属長が認めた職員等をいう。

#### (貸与及び返却)

第6条 所属長は、公務上使用することが必要と認められる場合に、職員等に対し公用携帯電話を貸与するものとする。

2 常時貸与者への貸与及び返却は、次のとおりとする。

- (1) 取扱責任者は、公用携帯電話常時貸与管理簿（別記第1号様式）に必要事項を記載して、常時貸与者に公用携帯電話を貸与するものとする。
- (2) 公用携帯電話の貸与を受けた常時貸与者は、異動するとき、退職するとき又は休職するときその他所属長から公用携帯電話の返却を命ぜられたときは、取扱責任者に速やかに公用携帯電話を返却しなければならない。この場合において、取扱責任者は公用携帯電話常時貸与管理簿（別記第1号様式）に必要事項を記載しておくものとする。

3 一時貸与者への貸与及び返却は、次のとおりとする。

- (1) 取扱責任者は、一時貸与者に公用携帯電話を貸与するときは、公用携帯電話一時貸与管理簿（別記第2号様式）に必要事項を記載して、貸与するものとする。
- (2) 一時貸与者として公用携帯電話の貸与を受けた者は、使用する用務が終了したときは、公用携帯電話を速やかに取扱責任者に返却しなければならない。この場合において、取扱責任者は、公用携帯電話一時貸与管理簿（別記第2号様式）に必要事項を記載するものとする。

#### (使用者の遵守事項)

第7条 公用携帯電話を前条の規定により貸与を受けた者（以下「使用者」という）は、次の事項を誠実に遵守するものとする。

- (1) 公用携帯電話を公務の遂行以外の目的で使用しないこと。
- (2) 首掛けストラップ等で身体に結着して保持する等、紛失・破損等の防止を図ること。
- (3) やむを得ない場合を除いて、マナーモード等の消音設定は行わないこと。
- (4) やむを得ない場合を除いて、常に通信可能な状態を保つこと。

## VII 資料

### 「公用携帯電話の管理基準」(足立区総務部)

- (5) 貸与された公用携帯電話を職員等以外の者に使用させ、又は貸し出さないこと。
- (6) 本体に記録する情報は必要最小限とし、不要になった情報は速やかに消去すること。
- (7) 自動車、オートバイ、自転車等の運転中に使用しないこと。
- (8) セキュリティに関する機能を解除しないこと。
- (9) 公用携帯電話には、使用者以外の者が使用できない設定を行うこと。

#### (管理・保管・点検)

第8条 所属長は、所属に公用携帯電話常時貸与管理簿(別記第1号様式)又は公用携帯電話一時貸与管理簿(別記第2号様式)を備え付け、貸与状況を明らかにするとともに、適正に管理しなければならない。

- 2 所属長は、管理する公用携帯電話の使用履歴を確認し、不適切な使用状況を把握した場合は、速やかに是正措置を講じるとともに、部長に報告するものとする。
- 3 部長は、前項の報告を受けた場合は、速やかに区長に報告するものとする。
- 4 取扱責任者は、一時貸与者用の公用携帯電話について、常時使用可能な状態に保たなければならない。
- 5 取扱責任者は、貸与していない公用携帯電話を施錠できる保管場所で保管しなければならない。
- 6 取扱責任者は、足立区の休日を定める条例(平成元年足立区条例第35号)第1条第1項に規定する日を除く1日1回、一時貸与者用の公用携帯電話の紛失及び破損の点検をしなければならない。
- 7 取扱責任者は、1月1回及び必要があると認めるときは、常時貸与者へ貸与した公用携帯電話の紛失及び破損の点検をしなければならない。

#### (事故発生時の措置)

第9条 使用者又は取扱責任者は、公用携帯電話が紛失等により所在不明となつた場合は、直ちに所属長に報告しなければならない。

- 2 所属長は、前項の報告を受けた場合は、直ちに部長に報告するとともに、公用携帯電話の第三者による使用等を防止するための措置を講じなければならない。
  - 3 部長は、前項の報告を受けた場合は、速やかに区長に報告するものとする。
- 付 則(30足総総発第1492号平成30年8月22日総務部長決定)  
この基準は、平成30年9月1日から施行する。

VII 資料

「教職員の業務負担度調査について」(足立区教育委員会)

29足教学指発第2633号  
平成29年11月24日  
(公印省略)

小・中学校長

学校教育部教育指導課長  
小坂 裕紀

教職員の業務負担度調査について

のことについて、下記の通り実施いたします。

ご多用の中とは存じますが、貴職下教職員への周知・調査の実施・取りまとめ方、よろしく  
お願いします。

記

- 1 ねらい 全教職員の執務時間とその負担度を調査し、本区全体の傾向を把握すること  
により、業務改善のための施策の参考とする。
- 2 対象者 (1)事務職員・・・学校経理課  
(2)栄養士・・・学務課  
(3)教員(校長・副校長・主幹教諭・主幹養護教諭・指導教諭・主任教諭・  
主任養護教諭・教諭・栄養教諭・講師等)  
・・・教育指導課
- 3 調査用紙 (1)事務職員・・・事務職員・用務職員の業務負担状況調査  
(2)栄養士・・・学校栄養士の勤務時間状況調査  
(3)教員・・・教員の業務負担状況調査
- 4 提出期限 平成29年12月5日(火)
- 5 提出先 足立区教育委員会教育指導課 統括指導主事 松本 清史
- 6 提出方法 貴職下全教職員分をおとりまとめいただき、交換便にて送付してください。

【担当】教育指導課 統括指導主事  
松本 清史  
電話 03-3880-5974

## VII 資料

「教職員の業務負担度調査について」(足立区教育委員会)

## 教員の業務負担状況調査

## 学校教育部教育指導課

- 1 あなたの勤務校の校種に○を付けてください。  
ア. 小学校 イ. 中学校

- 2 あなたの職種に○を付けてください。

ア. 校長 イ. 副校長 ウ. 主幹教諭 エ. 主幹養護教諭 オ. 指導教諭 カ. 主任教諭  
キ. 主任養護教諭 ク. 教諭 ケ. 養護教諭 コ. 栄養教諭 サ. 講師等

- 3 あなたが一日のうち、以下の業務に費やす平均的な時間をお書きいただき、各業務の負担感について、  
4段階で評価してください。時期によって増減が多い場合は、備考欄にその時期と執務時間をお書きください。

4 : 負担が大きい 3 : やや負担がある 2 : あまり負担を感じない 1 : 負担を感じない

業務内容	執務時間	備考	負担感
授業			4 3 2 1
授業準備・教材研究			4 3 2 1
成績処理			4 3 2 1
生活指導			4 3 2 1
部活動・クラブ活動			4 3 2 1
出勤・出張等管理			4 3 2 1
学校行事			4 3 2 1
会議・打合せ			4 3 2 1
各種調査対応事務			4 3 2 1
給食費会計事務（滞納対応を含む）			4 3 2 1
私費会計事務（滞納対応を含む）			4 3 2 1
保護者対応			4 3 2 1
地域対応			4 3 2 1
研修			4 3 2 1
会議・打合せ（校外）			4 3 2 1
持ち帰り仕事			4 3 2 1
その他校務（　　）			4 3 2 1
その他校務（　　）			4 3 2 1
平均的な一日の勤務時間			

- 4 設問3のうち、特に負担が大きいと感じられる業務を3点選び、その理由と改善に向けたアイディアがあればご記入ください。

(1) 一番負担と感じている業務 ( )
その理由と改善策…
(2) 二番目に負担と感じている業務 ( )
その理由と改善策…
(3) 三番目に負担と感じている業務 ( )
その理由と改善策…

## 足立区立中学校に係る運動部活動の方針

平成30年12月

足立区教育委員会

VII 資料

「足立区立中学校に係る運動部活動の方針」(足立区教育委員会)

目 次

重 要 事 項	… 1
足立区立中学校に係る運動部活動の方針の趣旨等	… 2
1 適切な運営のための体制整備	… 3
(1) 適切な運動部の設置	
ア 学校の規模・ニーズを踏まえた部活動の設置	
イ 教員のライフ・ワークバランスの実現	
(2) 運動部活動方針・年間活動計画等の作成	
ア 運動部活動方針の策定	
イ 年間活動計画の作成	
ウ 運動部活動方針及び年間活動計画の周知	
(3) 指導・運営に係る体制の構築	
ア 適切な顧問体制による運営	
イ 外部指導員及び部活動指導員の任用	
ウ 部活動指導員等に対する研修	
エ 参加する大会の精選	
(4) 地域・保護者との連携等	
ア 地域等との連携	
イ 保護者の理解と協力について	
2 適切な休養日等の設定	… 5
(1) 適切な休養日・活動時間の設定	
(2) 休養日の設定の工夫	
3 適切な運動部活動指導の実施	… 6
(1) 適切な指導の実施	
ア 生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの禁止の徹底	
イ 熱中症事故防止への対応	
ウ 効果的な指導の実施	
エ 運動部活動用の指導の手引きの活用	
参考資料 「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月文部科学省)	… 7
運動部活動の方針に係る役割一覧	… 10
参考様式	… 11

## VII 資料

「足立区立中学校に係る運動部活動の方針」(足立区教育委員会)

### 重 要 事 項 (抜粋)

#### 1 適切な休養日等の設定 → P.5

##### (1) 休養日

###### ① 学期中

週当たり2日以上の休養日を設定。平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかつた場合は、他の日に振り替える。

###### ② 長期休業中

学期中に準じる。生徒の十分な休養の確保とともに、運動部活動以外にも多様な活動を行えるよう、連続した休養期間の確保に努める。

##### (2) 活動時間

###### ① 学期中

休憩時間等も含め、平日は2時間程度、週休日は3時間程度とし、原則として週当たり16時間以内とする。

###### ② 長期休業中

学期中の週休日に準じ、できるだけ短時間に効率的・効果的な活動を行う。

#### 2 適切な指導の実施 → P.6

##### (1) 生徒の心身の健康管理（スポーツ障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮を含む）の徹底。

##### (2) 事故防止（活動場所における施設、設備の点検や活動における安全対策等）の徹底。

##### (3) 体罰・ハラスメントの根絶の徹底。

##### (4) 熱中症事故防止のため、気象庁の高温注意報が発せられた場合、屋外の活動の原則禁止。

#### 3 平成25年5月：文部科学省によるガイドライン → P.7～P.9

##### (1) 生徒の心理面を考慮した肯定的な指導

##### (2) 生徒の状況の細かい把握、適切なフォローをえた指導

##### (3) 事故防止、安全確保に注意した指導

##### (4) 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導との区別

## 足立区立中学校に係る運動部活動の方針の趣旨等

- 本方針は、義務教育である中学校段階の運動部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目的とする。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようすること
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、中学校学習指導要領（平成29年3月）の示すとおり、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、効率的・効果的に取り組むこと

**参考：運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月 スポーツ庁）**

- 本方針は、スポーツ庁の「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」及び東京都教育委員会の「運動部活動の在り方に関する方針」に則り、持続可能な部活動を推進する上でのガイドラインとして位置付けている。
- 学校の運動部活動は、自主性を重んじ、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある生徒が参加し、異年齢との交流の中で生徒同士が互いに協力し合って友情を深めるなど、望ましい人間関係を育てることができるとともに、学習意欲の向上、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、多様の学びの場として教育的意義が大きいものである。こうしたことを十分踏まえて、運動部活動の充実を図る。

### ○中学校学習指導要領（平成29年3月）（抜粋）

#### 第1章総則 第5 学校運営上の留意事項

教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

#### 第2章各教科 第7節 保健体育 第3指導計画の作成と内容の取扱い

第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

平成30年12月  
足立区教育委員会

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 適切な運動部の設置

#### ア 学校の規模・ニーズを踏まえた部活動の設置

校長は、生徒の安全の確保、生徒や教員の数、指導内容の充実、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。また、学校の状況が許す限り、生徒の多様なニーズを把握するとともに、実態に応じた活動を行うことができるよう運動部を設置する。

#### イ 教員のライフ・ワークバランスの実現

校長及び足立区教育委員会事務局は、教員の運動部の関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科発第1437号）」<sup>1</sup>を踏まえ、教員のライフ・ワークバランスの実現に向けて、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

### (2) 運動部活動方針・年間活動計画等の作成

#### ア 運動部活動方針の策定

校長は、「足立区立中学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する（P11 別紙1 活動方針例 参照）。その中に、各運動部の休養日及び活動時間等を設定するとともに、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うことにより、方針の運用を徹底する。

#### イ 年間活動計画の作成

校長は各運動部顧問間に、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成させる。様式は足立区教育委員会の参考様式（P12 別紙2 年間の活動計画例、P13 別紙3 毎月の活動計画例、P14 毎月の活動実績例）のほか、各校の実態に合わせて作成する。

#### ウ 運動部活動方針及び年間活動計画の周知

校長は、学校ホームページ、部活動説明会等により、保護者・地域等に活動方針及び活動計画等を周知する。

<sup>1</sup> 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

### (3) 指導・運営に係る体制の構築

#### ア 適切な顧問体制による運営

校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の希望、運動部活動の指導経験、他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

また、運動部顧問から提出される毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

#### イ 外部指導員及び部活動指導員の任用

足立区教育委員会事務局は、学校からの要請に応じて、生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえ、外部指導員及び部活動指導員<sup>2</sup>を積極的に任用し、配置する。

#### ウ 部活動指導員等に対する研修

足立区教育委員会事務局は、部活動指導員の任用・配置に当たり、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）に関する規定を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修<sup>3</sup>を行う。

#### エ 参加する大会の精選

校長は、参加する大会等について、生徒の教育上の意義、生徒や保護者、運動部顧問の負担が過度とならないように考慮する。

また、足立区教育委員会事務局は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、その参加数について、区立中学校長会と連携し、東京都中学校体育連盟等の団体が定める目安を参考に、学校や地域の実態、競技等の特性を踏まえて、学校が判断できるよう必要な協力や支援を行う。

<sup>2</sup> 外部指導員……「足立区立学校特別な技術支援等の外部指導員要綱」に基づく外部指導員（有償ボランティア）。教員と協力して、総合的な学習の時間や金管バンド活動、プラスバンド活動、部活動に関し、多様な知識、経験、技能等を有し、専門的な講義や安全な指導ができる者。

部活動指導員……足立区の非常勤職員、地方公務員法第3条第3項に基づく特別職。外部指導員の職務に加え、校長の命により、大会等への引率を行ったり、教員がいない状態で指導を行ったりすることができるなど、業務内容を拡大するとともに責任も伴う者。

<sup>3</sup> 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年3月14日付け28ス庁第704号）」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

#### (4) 地域・保護者との連携等

##### ア 地域等との連携

校長及び足立区教育委員会事務局は、学校と地域が共に子どもたちを育てるという視点に立ち、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、民間事業者の活用等、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

##### イ 保護者の理解と協力について

校長及び足立区教育委員会事務局は、学校と地域・保護者は共に子どもたちの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、運動部活動に関する取り組みを推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 2 適切な休養日等の設定

### (1) 適切な休養日・活動時間の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究<sup>4</sup>も踏まえ、以下を基準とする。

#### 【休養日】

##### 1 学期中

週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)

##### 2 長期休業中

学期中に準じる。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度連続した休養期間の確保に努める。

#### 【活動時間】

##### 1 学期中

1日の活動時間は、休憩時間等も含め、長くとも平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)は3時間程度とし、原則として、週当たり16時間を越えないようにする。

##### 2 長期休業中

学期中の週休日(祝日等を含む)に準じ、できるだけ短時間に、効率的・効果的な活動を行う。

参考：運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月 スポーツ庁)

### (2) 休養日の設定の工夫

校長は、定期試験前後の一定期間等、学校全体や部活動共通の休養日を設けるなど、地域や学校の実態を踏まえて、保護者への理解を図りながら、適切な指導に向けた休養日及び活動時間等の設定について工夫する。

<sup>4</sup> 「スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1~2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

### 3 適切な運動部活動指導の実施

#### (1) 適切な指導の実施

##### ア 生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの禁止の徹底

校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設、設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

##### イ 熱中症事故防止への対応

校長及び運動部顧問は、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、気象庁の高温注意報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わない等、適切に対応する。

足立区教育委員会事務局は、学校におけるこれらの取り組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

##### ウ 効果的な指導の実施

運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であり、過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

さらに、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことを念頭に、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

##### エ 運動部活動用の指導の手引きの活用

運動部顧問は、中央競技団体<sup>5</sup>が作成した指導手引なども参考にしながら、指導を行う。

<sup>5</sup> スポーツ競技の国内統括団体

**参考資料****「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月：文部科学省) 一部抜粋①****<生徒の心理面を考慮した肯定的な指導>**

- 指導者は、生徒自らが意欲をもって取り組む姿勢となるよう、雰囲気づくりや心理面での指導の工夫が望されます。生徒のよいところを見付けて伸ばしていく肯定的な指導、叱ること等を場面に応じて適切に行っていくことが望されます。指導者の感情により指導内容や方法が左右されないように注意が必要です。また、それぞれの目標等に向けて様々な努力を行っている生徒に対して、評価や励ましの観点から積極的に声を掛けしていくことが望されます。

**<生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導>**

- 活動の目標によっては大きな肉体的な負荷を課したり、精神的負荷を与えた条件の下での練習も想定されますが、指導者は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けて生徒の反応を見たり、疲労状況や精神状況を把握しながら指導することが大切です。また、キャプテンの生徒は心身両面で他の生徒よりも負担がかかる場合もあるため、適切な助言その他の支援に留意することが大切です。
- 指導者が試合や練習中に激励等として厳しい言葉や内容を生徒に発することもあり得ますが、競技、練習継続の意欲を失わせるようなものは不適当、不適切です。

生徒の心理についての科学的な知見、言葉の効果と影響を十分に理解し、厳しい言葉等を発した後には生徒へのフォローアップについても留意することが望されます。

**<事故防止、安全確保に注意した指導>**

- 近年も運動部活動で生徒の突然死、頭頸部の事故、熱中症等が発生しており、けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための学校全体としての万全の体制づくりが必要です。  
指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意することが必要です。  
また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させ、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保することができるようになります。
- 運動部活動中、顧問の教員は生徒の活動に立ち会い、直接指導することが原則ですが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問の教員と連携、協力し、あらかじめ顧問の教員と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動すること、部活動日誌等により活動内容を把握すること等が必要です。このためにも、日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考え、理解しておくことが望されます。

**「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月：文部科学省) 一部抜粋②****肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかり区別しましょう**

- 運動部活動での指導では、学校、指導者、生徒、保護者の間での十分な説明と相互の理解の下で、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所的、時間的環境、安全確保、気象状況等を総合的に考えた科学的、合理的な内容、方法により行われることが必要です。
- 学校教育の一環として行われる運動部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然です。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ね、否定するような発言や行為は許されません。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになります。校長、指導者その他の学校関係者は、運動部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うことが必要です。学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問の教員から積極的に説明し、理解を図ることが望されます。

日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年3月13日に「体罰根絶宣言」を発表しています。

日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年4月25日に「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択しています。

両宣言は各団体のホームページに掲載されています。

- 学校教育において教員等が生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、「当該児童生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒、保護者の主觀のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。これにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」とされています。（「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成25年3月13日付け文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知））
- 運動部活動での指導における個別の事案が通常の指導か、体罰等の許されない指導に該当するか等を判断するに当たっては、上記のように、様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がありますが、参考として下記の整理が考えられます。

各地方公共団体、学校、指導者は、このような整理の基となる考え方を参考に、スポーツの指導での共通的及び各スポーツ種目の特性に応じた指導内容や方法等を考慮しつつ、検討、整理のうえ、一定の認識を共有し、実践していくことが必要です。

## 参考資料

### 「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月：文部科学省) 一部抜粋③

#### 通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

計画にのっとり、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、下記のような肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

(生徒の健康管理、安全確保に留意し、例えば、生徒が疲労している状況で練習を継続したり、準備ができていない状況で故意にボールをぶつけたりするようなこと、体の関係部位を痛めているのに無理に行わせること等は当然避けるべきです。)

##### (例)

- ・バレーで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。
- ・柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者の生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。
- ・野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。
- ・試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。

#### 学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると思われるものの例

運動部活動での規律の維持や活動を円滑に行っていくための必要性、本人への教育、指導上の必要性から、必要かつ合理的な範囲内で下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

##### (例)

- ・試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
- ・練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

## 運動部活動の方針に係る役割一覧

時期	校長	顧問	教育委員会事務局	該当箇所
適切な運営のための体制整備	○実態に応じた運動部の設置			P 3 1 (1) ア
	○年度当初に学校の運動部活動に係る活動方針を策定し、公表する。 ※部活動説明会、HP		○各校の運動部活動に係る活動方針の確認	P 3 1 (2) ア 1 (2) ウ
	○年間活動計画の確認	○区の基準による休養日を反映した年間活動計画、月毎の活動計画を作成	○年間活動計画の確認	P 3 1 (2) イ
	○適切な顧問体制の構築			P 4 1 (3) ア
	○部活動指導員・外部指導員の申請		○部活動指導員・外部指導員の任用及び配置	P 4 1 (3) イ
	○参加する大会の精選	○参加する大会の精選	○区中研と大会数に関する検討	P 4 1 (3) エ
	○保護者に対する協力依頼、理解促進		○地域連携、官民連携に関する検討	P 5 1 (4) ア P 5 1 (4) ア P 5 1 (4) イ
適切な休養日等の設定	○月毎の活動計画を確認し、公表 HP	○作成した年間活動計画、月毎の活動計画に基づき、運営		P 5 2 (1)
	○休養日の設定の工夫		○学校訪問等におけるヒアリングの実施	P 5 2 (2)
適切な運動部活動指導について			○部活動指導員に対する研修の実施	P 4 1 (3) ウ
	○生徒の心身の健康管理・事故防止、体罰・ハラスメントの禁止の徹底	○生徒の心身の健康管理・事故防止、体罰・ハラスメントの禁止の徹底		P 6 3 (1) ア
	○熱中症事故防止への対応	○熱中症事故防止への対応		P 6 3 (1) イ
		○効果的な指導の実施		P 6 3 (1) ウ